

地区防災計画作成マニュアル

～地域防災力の強化と地域コミュニティの活性化に向けて～

Community Disaster Management Plan manual

平成 29 年 3 月

甲府市

地区防災計画作成マニュアル発行の経緯と趣旨

近年、全国各地で大規模な地震や洪水、土砂災害などの自然災害による深刻な被害が発生しており、こうしたことから、災害に対する市民の関心は高まりを見せております。

さて、災害に対する備えは、阪神淡路大震災や東日本大震災から自分の身は自分で守る「自助」、地域住民が共に助け合う「共助」、行政による支援や防災対策等の「公助」が、一体となって災害に立ち向かうことの重要性を、学んだところであります。

特に、発災直後においては、被災することにより行政自身の機能が麻痺することも考えられますことから、「自助」「共助」によるソフトパワーの効果的な活用が求められております。

しかしながら、平成28年熊本地震では、家庭における食糧の備蓄不足や家具の転倒、また自主防災組織が機能しない事例など、結果として、「自助」「共助」が機能しなかったことが大きな課題となりました。

こうしたことから、「自助」「共助」の強化が必要であると考え、平成29年4月から2箇年にかけて市内の全単位自治会に出向いた防災研修会を実施し、地域が抱える諸課題を踏まえる中で、地域の防災活動の指標となる実効性のある自治会ごとの「地区防災計画」の作成を積極的に推進していきます。

この計画に作成の目的には、防災減災という目的のために、住民の皆様が力を合わせて「近所で助け合い災害に立ち向う」といった機運を高めていただくことにあり、住民の皆様の共同作業が地域コミュニティの活性化に繋がることにも期待しているところであります。

そのための手引きとしてこの度「自主防災計画作成マニュアル」を「地区防災計画作成マニュアル」に改訂いたしました。

地域と行政が一体となった取組により、地域防災力が更に強化されますことを願っております。

平成29年3月

危機管理監

目 次

防災のしくみ	1
第1章 組織づくり	
第1 自主防災組織の主旨	2
1 自主防災組織とは	
2 自主防災組織の必要性	
3 自主防災組織の役割	
第2 自主防災組織の設置と活動	3
1 自主防災組織の設置	
2 自主防災組織の活動内容	
3 自主防災組織の活動指針	
4 自主防災組織責任者の役割	
5 甲府市防災リーダーとは	
第2章 平常時の活動	
第1 普及啓発活動	6
1 家庭内の防災対策の推進（自助）	
2 防災知識の普及啓発	
3 地域における災害危険箇所及び避難場所の周知について	
4 地域企業との協力体制	
第2 安否確認と被害状況調査	9
1 安否確認と被害状況調査の準備	
2 安否確認と被害状況調査書等の記載方法	
第3 要配慮者と避難行動要支援者	12
1 要配慮者の把握	
2 避難行動要支援者の支援体制の構築	
第4 防災訓練	12
1 訓練計画の基本指針と作成	
2 訓練の実施	
3 訓練種別	
4 訓練項目	
5 防災資機材等の備蓄及び管理	

第3章	災害時の活動	
第1	災害発生直前	23
1	災害発生直前の行動	
2	避難情報	
第2	災害発生直後の行動	24
1	地震災害時の行動	
2	風水害時の行動	
3	土砂災害時の行動	
4	大雪災害時の行動	
第3	災害発生時の活動	27
1	各種応急活動	
2	災害ボランティアの活用	
第4	復旧・復興	33

气象台資料

	甲府市の警報・注意報発表基準一覧表	34
	雨の強さと降り方	35
	風の強さと吹き方	36
	震度階級解析表	37
	自主防災組織規約（例）	38
	地区防災計画（例）	41
	自主防災組織防災資機材管理運営規程（例）	56
	防災資機材台帳	57
別紙1	安否確認・被害状況調査書（班用）	58
別紙1	安否確認・被害状況調査書（班用記載例）	59
別紙2	安否確認・被害状況集計表（組用）	60
別紙2	安否確認・被害状況集計表（組用記載例）	61
別紙3	安否確認・被害状況集計表（自治会用）	62
別紙3	安否確認・被害状況集計表（自治会用記載例）	63
別紙4	被害状況集計表（避難所用）	64
別紙4	被害状況集計表（避難所用記載例）	65
	大規模災害時の検索救助活動における統一的な活動標示（マーキング）方式	66

防災のしくみ

1 自助とは

自らの命は自ら守る。自身や家庭で行う防災行動

自分自身や大切な家族を守るために、災害への備えが必要となります。食料等の備蓄、自宅の耐震化、家具の固定、自宅周辺の危険箇所の点検、避難所までの経路の確認、家族の連絡方法等を自身や家庭で行う防災活動です。

2 共助とは

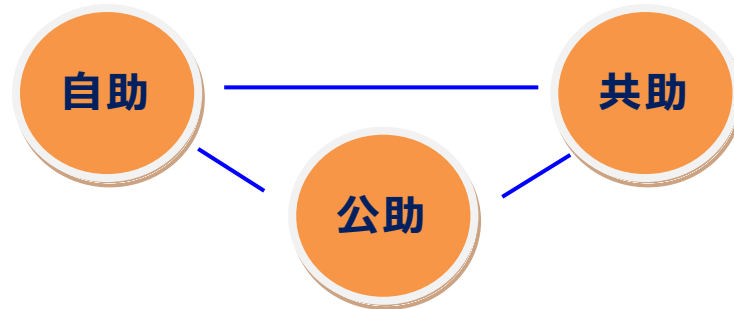
自分たちの地域は自分たちで守る。自治会などで行う防災活動

大規模災害等が発生した時は、個人や家族の力だけでは限界があります。阪神淡路大震災では、倒壊家屋や瓦礫等の生き埋めになった被災者のうち約8割が近隣住民などに救出されました。共助とは正にこのことです。

3 公助とは

主に行政機関が行う防災活動

行政機関や、消防・警察・自衛隊等が行う救助や支援等のことです。各機関の防災計画に基づく防災対策全体の方向性と指針を示し、自助・共助の推進と自主防災組織の活性化、更には災害時における復旧・復興活動を行います。「災害ボランティア」も公助のひとつになります。



これまで日本の各地では、多くの大規模災害が発生しましたが、期間を隔てることで危機意識は少しずつ薄れ、次第に「大丈夫」と過信しがちになる傾向になります。*1

災害を忘れることなく、「自らの命は自ら守る」(自助)を基本に、各種災害の特性を学び、対応方法を身に付け、そして地域が一丸(共助)となって守りあう「防災のしくみ」を高めることが、地域防災力の向上につながります。

*1 正常化の偏見 (Normalcy Bias) 多少の異常な事態でも、正常の範囲内としてとらえ、心を平静に保とうとする一種の自我防衛機能といわれるもので、過剰になると本来危険が迫っている場合でも非常事態と認識せず、正常の状態と楽観視する、人間が本来持っている心理的な特性。

第1章 組織づくり

第1 自主防災組織の主旨

1 自主防災組織とは

自主防災組織とは、地震、風水害、土砂災害等の各種災害の発生、もしくは発生のおそれのあるときに、その災害による被害を予防又は、軽減するため、隣保協同の精神に基づき、住民が自発的に組織的かつ実効性のある防災活動を行う組織です。

* 隣保協同の精神とは

隣近所の家々や人々が役割を分担しながら、力と心を合わせて助け合うこと。平常時の良好な地域コミュニティの維持を基本としています。

2 自主防災組織の必要性

大規模災害等が発生した際に、住民が個々に活動を行っても効果は少なく、場合によっては混乱が生じる可能性もあります。

また、災害が大きくなるほど被災者は膨大となり、情報も錯綜し、住民は不安の一途をたどります。こうした状況を回避するため、住民一人ひとりが平常時から災害に対する備えを心がけ、「自らの命は自ら守る」（自助）、「自分たちの地域は自分たちで守る」（共助）を基本理念に、自覚と連帯感を持ち、地域防災力を最大限に発揮する自主防災組織が必要になります。

3 自主防災組織の役割

平常時は、地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、想定される被害に対する訓練と備えを行い、大規模災害が発生した際は、避難誘導や救出・救護活動等を組織的に実効性のある活動を行い、避難所運営の中心的な役割を果たします。

また、住民の安否確認、「避難行動要支援者」の支援、行政への支援要請の連絡、地域内の被害状況調査等大変重要な役割を担っています。

* 避難行動要支援者とは、

要配慮者（要介護者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等）のうち、災害が発生し又は、災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

平成25年の災害対策基本法の改正により、次の名称が変更されました。

①「災害時要援護者」→「要配慮者」

②甲府市が定めている「災害時重点的要援護者」→「避難行動要支援者」

第2 自主防災組織の設置と活動

1 自主防災組織の設置

自治会単位もしくは、小世帯の自治会は近隣の自治会と協同して自主防災組織を設置しましょう。なお、設置した場合は、38頁「自主防災部規約（例）」を参考に規約を作成し、防災課まで提出をお願いします。

2 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、次の班により、平常時における防災対策と、災害時の応急活動を行います。下表を例に、地域の特性や状況に応じて役割を分担し、戦略的に活動しましょう。

No.	班	平常時	災害時
(1)	総務班	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の運営全般 避難行動要支援者等の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の集計 在宅避難者等の把握 避難行動要支援者の支援 他組織との連携等
(2)	情報班	<ul style="list-style-type: none"> 防災知識の普及啓発 安否確認・被害状況調査周知 情報収集伝達訓練 防災マップの作製 危険箇所と避難場所の周知 	<ul style="list-style-type: none"> 住民安否・被害状況の収集 防災情報の収集と伝達 危険箇所の広報
(3)	消火班	<ul style="list-style-type: none"> 初期消火訓練 火災予防啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 初期消火及び警戒活動 防災防犯巡視
(4)	救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> 救出救護訓練 資機材の整備 応急手当や衛生知識の普及 	<ul style="list-style-type: none"> 捜索・救出・救護活動 防災機関への協力 防災防犯巡視
(5)	避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所の確認 避難経路の安全点検 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導 避難者数の把握
(6)	給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> 家庭内の防災対策の推進 炊出訓練と備蓄品の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 炊出と飲料水の確保 支援物資配分

表1-1

3 自主防災組織の活動指針

地域防災力の向上は、一朝一夕にはできないことから、組織的かつ実効性のある自主防災活動を行うなど、継続して事業を進めていくことが大切です。

なお、活動を継続的に行うには、「P D C Aサイクル」と呼ばれる次の手順で年間計画を策定し、効果的な活動を行うことが重要になります。

(1) 計画立案【Plan】

防災に関する地域の実情を勘案し、課題などを抽出する中から優先順位を決定し、「いつまでに」また「どのように」行うかを明確にして、対策を立案します。

(2) 計画の実施【Do】

対策を実施する時は、活動員はもとより、地域の各種団体の協力も必要となる場合がありますので、日頃から連携しておくことが大切です。

(3) 点検・評価【Check】

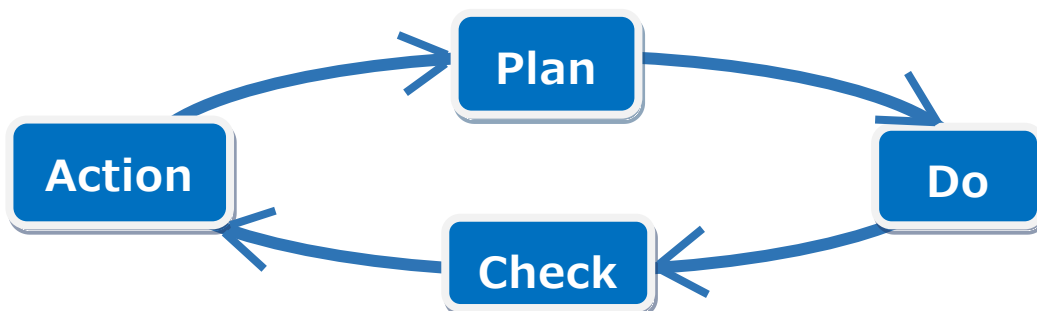
実施した対策内容について、評価することが必要です。

早期段階で訓練により対策を検証することが、早期段階での有効な「備え」につながります。

あらゆる機会を捉えて、現状の防災対策を検証し、減災に向けて改善策なども取り入れましょう。

(4) 是正・改善【Action】

減災に向けた対策に課題や意見が生じ、有効性が懸念されるときは、速やかに改善に取り組みましょう。



4 自主防災組織責任者の役割

自主防災組織責任者は、自らが防災に関する基本的な知識や技術を身につけ、平常時や災害発生時など、行政関係機関と連携する中で、自主防災組織を指揮監督します。また、次の項目を整備することが、効果的な活動につながります。

(1) 台帳の整備

世帯、避難行動要支援者、避難支援等関係者の情報は、災害時の活動に必要なため、各種台帳の整備が大変重要になります。また、災害時に役立つ技術・技能や知識を持つ住民情報も整備しておきましょう。

ただし、個人情報の保護やプライバシーの保護の観点から、強制的に作成するのではなく、住民の理解を得て作成するとともに、名簿などの台帳管理には細心の注意が必要です。

(2) 資機材の台帳整備と把握

災害発生に備え、活動に必要な資機材と、住民から提供が可能な資機材を台帳などにまとめておくとともに、定期的に点検を行いましょう。

防災資機材台帳（例）

No.	資機材名	数量	保管場所	備考
1	発電機	1	自主防災倉庫	4月始動点検済み
2	チェンソー	1	自主防災倉庫	4月始動点検済み
3	エンジンカッター	1	〇〇方物置	災害時活用OK

表1-2

(3) 防災マップ作製と周知

地域の危険箇所や災害時に考えられる状況などを把握し、次表の内容が一目でわかる防災マップを作製し、住民に周知しましょう。

項目	内容（例）
地理的条件	地形、住宅密集度、避難場所、防災倉庫、消火栓、街路消火器、消火栓器具格納箱の所在、避難経路
社会的条件	世帯数、昼夜別人口、各種店舗、医療機関
交通・通信手段	公共交通機関、アマチュア無線等免許取得者
各戸の状況	各戸の家族構成、居住状況（プライバシーに配慮）
防災上の危険要因	土砂災害危険箇所、道路・橋梁の幅、塀の崩壊、爆発物・毒劇物・危険物取扱所、老朽化建物 他
防災上の安全要因	ため池・消火栓等の水利、街路消火器、防災倉庫

表1-3

5 甲府市防災リーダーとは

災害に強いまちづくりを担う人材育成として、甲府市防災リーダー指導育成研修会の修了者を甲府市防災リーダー（以下「防災リーダー」という。）として登録しています。防災リーダーは地域の自主防災組織の育成及び強化に寄与することを目的とし、自主防災組織に対し、次の役割を担います。各種訓練で、防災リーダーから指導を受けることも計画に盛り込みましょう。

(1) 平常時の役割

- ア 防災リーダー指導育成研修会で習得した知識・技能等の普及に努める。
- イ 防災活動等に関する計画の立案及び実施時の参画・協力を行う。

(2) 災害時の役割

- ア 初期消火、救助、救護及び避難所運営等の応急活動の支援を行う。
- イ 自治会内の安否確認や被害状況調査の協力を行う。

第2章 平常時の活動

第1 普及啓発活動

1 家庭内の防災対策の推進（自助）

(1) 家屋の耐震化

「阪神淡路大震災」では、地震による死者の約70%が家屋の倒壊による窒息死もしくは圧死で、そのうちの90%の検死結果は地震発生から15分以内の死亡でした。倒壊した家屋の大半は、耐震基準に満たない木造住宅であり、自助の備え次第で、生死は大きく左右されたことが伺えます。

昭和56年5月31日以前に建築された木造建築物は、耐震診断を受けて、基準を満たすよう耐震工事等を行いましょう。

※ 甲府市では、木造住宅の無料耐震診断や、耐震改修工事・設計等への補助を行っています。（担当：建設部 建築指導課）

(2) 家具類の転倒防止対策

近年発生した地震による負傷者の約30～50%が、家具類の転倒や、食器やガラスの破片などに起因したものです。（表2-1）

特に、マンションなどの高層階では、低層階と比較し揺れが大きく、家具類の転倒が発生するリスクも必然的に高くなります。（表2-2）

家具類の転倒防止やガラスの飛散防止は、手ごろに行なえ、効果の高い減災対策です。

地震名	10%	20%	30%	40%	50%
岩手・宮城内陸					44.6%
新潟県中越沖					40.7%
能登半島					29.4%
福岡県西方沖					36.0%
新潟県中越					41.2%
十勝沖					36.3%
宮城県北部					49.4%

表2-1

階層	10%	20%	30%	40%	50%
11階以上					47.2%
6～10階					31.9%
3～5階					23.8%
1～2階					16.8%

表2-2

(3) 食料等の備蓄

食料の備蓄は、平成26年の大雪や過去の大規模震災などを教訓に、家族構成を考慮した7日分の食料や飲料水等を備蓄しましょう。

また、乳幼児がいるご家庭は、粉ミルク、使い捨て哺乳瓶、オムツ、離乳食など、慢性疾患の方は約1週間位の処方薬の備蓄も心がけましょう。

《家庭における備蓄の工夫例》

- ・持ち運びしやすい食品や、加熱など調理を必要としない食料
- ・長期保存が可能なもの
- ・通常の食料等を多めに備蓄し、古い食料から消費し消費分を補充する

- ・生活用水は、浴槽、ポリタンク、ペットボトル等を利用する
- ・食料品や非常用持ち出し品等は取り出しやすい箇所に配備する

(4) 非常用持ち出し袋の準備

災害時に備えて、予め貴重品や食料、衣類や医薬品等を収納し、定期的確認するとともに、慢性疾患の方は1週間位の処方薬を準備しましょう。

また、いざというときに誰が持ち出すかを決めておくことが重要です。

(5) 家族間の連絡方法

災害時は、仕事や旅行などで家族が離れ離れになる場合があります。

こうした場合を想定して家族の集合場所や、他県で生活する身内との連絡方法などを決めておきましょう。NTT 災害伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板サービスなどの利用方法を習得しておきましょう。

(6) 出火防止対策

震災時における火災は、延焼拡大する要因となるため、次の重点事項の点検整備を行い、出火防止の徹底を図りましょう。

ア 点検の項目

- ① 火気使用器具等の使用状況及びその周辺環境の整理
- ② 灯油等の可燃性液体類の保管状況の確認
- ③ 消火器具や消火薬剤の整備状況
- ④ 住宅及びその周辺の危険箇所の状況
- ⑤ 住宅用火災警報器の設置状況
- ⑥ 耐震用ブレーカーの設置状況

イ 消火資器材の準備

各家庭には消火器、消火バケツ、簡易消火製品などを備えましょう。

火災が発生した場合、大声で近隣に知らせるとともに、消火器具等を使用し迅速な消火活動を行います。量販店などで簡易消火器具が販売されていますので、家庭の事情に見合った商品を配備するなど、火災予防に努めてください。

2 防災知識の普及啓発

自主防災組織として、平常時における防災対策と、災害時の応急活動を行うにあたっては、住民が防災知識を共有することが必要です。そのためには、あらゆる機会を捉えて、防災知識の普及啓発を行いましょ。

(1) 普及啓発事項

- ア 自主防災組織の活動
- イ 災害から命を守る基礎教育
- ウ 地震、火災、水害等についての知識
- エ 各家庭における防災上の留意事項

- オ 災害時用備蓄対策
- カ 避難行動要支援者対策
- キ 避難所運営の方法
- ク その他、防災に関すること

(2) 普及啓発の方法

- ア 防災訓練
- イ 防災講話
- ウ 災害図上訓練（D I G）
- エ 避難所運営ゲーム（H U G）
- オ 発行物等

(3) 実施回数

自治会で出す発刊物や地域行事等を活用し、年に2～3回は実施しましょう。

3 地域における災害危険箇所及び避難場所の周知について

(1) 地域における災害危険箇所

甲府市ハザードマップや過去の災害記録、更に専門家の見地などから、次による地域固有の防災問題等に関する把握を行いましょう。

- ア 地域特性における土砂災害警戒区域、液状化、内水氾濫などの発生予測がされる災害箇所を把握し周知する。
- イ 地域の災害履歴や災害に関する伝承を調査し、危険性を判断する。

(2) 避難場所の周知

避難場所とは、集合地、避難地、避難所のことです。防災マップや防災訓練などを通じて、住民に周知しましょう。(甲府市が指定した避難地を「指定避難地」、避難所を「指定避難所」と言います。)

平成26年4月から、災害種類ごとに避難地、避難所を指定しています。

避難先として決めている避難地、避難所が、どのような災害時に使用可能か確認しておきましょう。

ア 集合地

各自治会や各組が、はじめに一時的に集合し、被害状況や住民の安否確認等を行う場所のことで、集合した人々の安全が確保できる「空地」、「小公園」、「公民館」等の広場をいいます。(避難地に向う前の中継地点。)

イ 避難地

避難した人々の安全の確保と、避難に伴う不安や混乱の解消、災害情報の伝達や、応急救護等を行うことが可能なスペースを有する公園、小中高等学校等の緑地やグラウンド等をいいます。

ウ 避難所

災害により、居住場所を確保できなくなった住民を収容する施設、かつ、救護や復旧等の活動を行うための拠点となる施設をいいます。

4 地域企業との協力体制

発生が切迫している東海地震や、東日本大震災等を教訓に、共助の観点から地域における企業防災の必要性と、企業が地域コミュニティの一員として、地域の防災活動へ積極的に参画いただくため普及啓発を行っています。

企業が持つノウハウと、地域防災力が融合することで、更なる防災力の向上に繋がりますので、地域企業との協力体制を確立しましょう。

【災害協定を締結している地区自治会連合会と企業名】

地区名	企業名
千塚地区自治会連合会	株式会社坂本建運
大国地区自治会連合会	山梨積水株式会社
東地区自治会連合会	斎藤建設株式会社
国母地区自治会連合会	株式会社ホンダ四輪販売甲信
里垣地区自治会連合会	株式会社早野組
大里地区自治会連合会	地建工業株式会社
甲運地区自治会連合会	宏和建设株式会社

表 2 - 3

第2 安否確認と被害状況調査

1 安否確認と被害状況調査の準備

災害時における住民の安否確認や地域の被害状況調査は、地域の身近な状況を把握している住民によって行うことが最も効果的です。

調査方法は、組内を複数班に編成して行う事が、早期報告を可能にします。

班員は、旅行や入院、施設入所など自宅を留守にするときは、他の班員に不在理由を明確にしておくことで、災害時の安否確認が容易となります。

災害時の最重要事項ですので、安否確認と被害状況調査にご協力をお願いします。

(1) 班の編成方法

- ア 自治会の各組において、隣接する3～5世帯を目安に班を編成する
- イ 編成された班の班長と副班長を決める
- ウ 班の連絡体制（電話連絡網を決める）
- エ 班員は、旅行や入院などで不在になるときは、班員に連絡する

例：丸の内自治会6組（25軒）の場合

組長を除く24軒を1班4軒の6班を編成し、班長・副班長を決める。

(2) 安否確認・被害状況調査書（別紙1 58頁）の準備

- ア 班長は、別紙1に班員の住所、氏名を記載し、地図を貼付する
- イ 班長は、調査項目を把握し、各世帯にシートを配布し周知する
- ウ 組長は、安否確認・被害状況集計表（組用）を準備する

(3) 調査及び報告要領

- ア 班長は、調査内容を別紙1（58頁）に記載し、組長に報告する
- イ 組長は、(3)アを別紙2（60頁）に集計し、自治会長に報告する
- ウ 自治会長は、(3)イを別紙3（62頁）に集計し、連合会長（避難所運営委員会）に報告する
- エ 地区自治会連合会長（避難所運営委員会）は、(3)ウを別紙4（64頁）に集計し、避難所の市職員（地域連絡員等）を通じて災害対策本部に報告する

※別紙1から別紙4は、本マニュアルの58頁から65頁をご参照ください。

2 安否確認と被害状況調査書等の記載要領

震度6弱以上の地震が発生した場合は、次の調査を実施してください。

被害項目	被害内容
人的被害	死者、負傷者、行方不明者、要救助者
建物被害	全壊、半壊、部分破損の状況
ライフライン等被害	電気、ガス、上下水道、電話（インターネット回線）
その他の被害	通行不能箇所、道路の亀裂、護岸の破堤等

表2-4

(1) 共通事項**ア 安否状況の種別**

- ①「確認」は、「無事・軽傷・重傷・死亡」について確認された者
- ②「不在」は、確実な情報又は、捜索により不在が確認された者
- ③「不明」は、捜索又は、救助を必要とする者

イ ア①で確認された負傷者のうち、次に該当するものに○を囲む。

- ①「軽」は、自力歩行が可能な者
- ②「重」は、自力歩行ができない者
- ③「死」は、医療従事者が判断した者又は、明らかに社会通念上死と判断できる者

(2) 別紙1（58頁）「安否確認・被害状況調査書（班用）」の記載要領

- ア 班、日時、班長名を記載する

- イ 班員の住所と氏名を事前に記載する
 - ウ 特記事項欄は、負傷部位、逃げ遅れ状況、勤務・通学先等を記載する
 - エ 備考欄は、その他必要事項を記載する
 - オ ライフラインの状況について、使用できないものに×を記載する
 - カ 地図上の家屋に、全壊は×、半壊は△、損壊部分に○を記載する
- (3) 別紙2 (60頁)「安否確認・被害状況集計表(組用)」の記載要領
- ア 組、日時、組長名を記載する
 - イ 全組員の住所と氏名を事前に記載する
 - ウ 各班からの報告(別紙1)を集計し記載する
 - エ 組内の地図上に、家屋の被害状況を(2)カのとおり記載する
- (4) 別紙3 (62頁)「安否確認・被害状況集計表(自治会用)」の記載要領
- ア 日時、自治会長名を記載する
 - イ 各組から別紙2 (60頁)による報告に基づき、負傷者・不明者・家屋被害があるもののみを記載する
- (5) 別紙4 (64頁)「被害状況集計表(避難所用)」の記載要領
- ア No.、日時、地区名、避難所名、連合会長(責任者)名を記載する
 - イ 各自治会からの報告(別紙3)と、表2-4 (10頁)の内容を集計し、災害対策本部に報告する
- (6) 自主防災組織の対策本部(以下「自主防本部」という。)の対応
- 安否確認報告がない場合は、情報班を派遣し、安否確認と被害状況を調査してください。
- (7) 安否確認後の対応
- 倒壊家屋の安否確認が完了した家屋には、搜索作業の重複を避けるため、できる限り別紙5 (66頁)「搜索救助活動標示」(マーキング)のとおり、紙やダンボールなどに標記して、玄関口付近に掲示してください。
- この標示は、総務省消防庁が平成26年に全都道府県の消防機関等に通知した全国統一の標示方法です。

第3 要配慮者と避難行動要支援者

1 要配慮者の把握

居住区域内の要配慮者の所在や健康状態などを把握し、災害発生時に迅速に対応できるよう、日頃から支援体制を構築しておきましょう。

2 避難行動要支援者の支援体制の構築

避難情報などが発令された場合は、近隣・組などで協力して、避難行動要支援者に対し早期段階で避難支援を行い、安全な場所に避難させるため、支援者を定めるなど、体制を構築しましょう。

第4 防災訓練

1 訓練計画の基本指針と作成

(1) 基本指針

地域の実情に即し実災害を想定した訓練を実施することで、実際に避難に要する時間や救出・救護及び消火に対する技術や知識、炊き出し等の要領を確認することができます。

各種災害に的確に対応する技術を取り入れる場合は、住民が技術を共有しなければ有効な活動は展開できません。訓練を重ねることで、共有化が図られると同時に、住民間の親睦も深まります。災害に対し住民が同じ知識や技術を習得しましょう。

なお、訓練項目により地元消防団との連携や、消防・防災機関や行政機関の指導を受けることも検討しましょう。

(2) 訓練計画作成時の留意事項

訓練計画は、地域の特性や実情などを考慮して作成します。また、避難行動要支援者への対応や、女性ニーズにも配慮した内容を盛り込むなど、あらゆる視点から考察することも求められています。

次の項目を参考に、計画を策定しましょう。

ア 人を知る

地域にどのような人がどのような時間帯に存在し、どの程度の活動が可能かを把握することが重要です。また、要配慮者や避難行動要支援者への、支援体制づくりも話し合っておきましょう。

イ 地域を知る

お住まいの地域の実情を知っておくことは、防災の観点から重要なことのひとつです。生活環境にある崖地や看板などの落下の危険性があると思われる場所、公民館、コンビニエンスストア、病院など災害発生時に活用できる施設、さらに、公園や避難場所の所在等を防災の視点で点検し、防災マップの作製（見直し）を行います。

災害時は、各地区の避難場所や、あらかじめ決めておいた避難経路が使用できないことが考えられますので、2～3箇所の避難場所や避難経路を設定しておき、災害時には状況により最も安全な選択をします。

ウ 過去の災害を知る

過去に発生した地域の災害事例について協議し、問題点や課題点を検討しましょう。そのために、地震・風水害他、災害の発生メカニズム等の知識を習得し、災害対応能力を高めましょう。

2 訓練の実施

(1) 訓練実施日

- | | |
|-----------------|------------|
| ア 甲府市総合防災訓練 | 毎年8月の最終日曜日 |
| イ 自主防災組織で計画する訓練 | 年度内に数回 |

(2) 実施場所

- | | |
|-----------------|-------------|
| ア 甲府市総合防災訓練 | 指定避難所（60箇所） |
| イ 自主防災組織で計画する訓練 | 町内等 |

3 訓練種別

訓練は、総合訓練・個別訓練及び図上訓練とする。なお、各訓練では要配慮者対策を必ず含めて、訓練を実施する。

(1) 総合訓練

総合訓練は、3以上の個別訓練を総合的に行うものとする。

(2) 個別訓練の種類

地域の防災資源や危険個所の確認や、被疑体験により災害対応力を高めるために行います。

- ア 避難誘導訓練
- イ 初期消火訓練
- ウ 救出救護訓練
- エ 情報収集・伝達訓練
- オ 給食・給水訓練
- カ 安否確認及び被災状況調査習熟訓練
- キ 図上訓練

4 訓練項目

(1) 避難誘導訓練

地震等による建物の倒壊や損傷及び大規模な火災等により、地域住民の生命・身体に危険がおよぶ場合は、直ちに安全な場所への避難が必要です。

その際、安全な避難を第一に考え、日頃から避難経路を検討し、避難場

所を地域住民に周知し、災害に応じて避難経路を選択します。

避難誘導班は、安全な避難誘導に努めます。なお、避難行動要支援者の避難支援体制を定め、実際に搬送するなど、実践に即した避難訓練を実施することも必要です。

ア 避難する時期

- ① 自分が危険と判断したとき（自主避難）
- ② 行政機関から避難勧告等が発令されたとき
- ③ 自主防災組織から避難指示等があったとき

イ 避難地、避難所の選択

ウ 避難要領

- ① 非常用持ち出し袋を携行し、ヘルメットや服装など各種災害に適した装備で避難する
- ② 避難経路上の危険箇所を把握し、安全な経路を選択する
- ③ 避難行動要支援者の避難状況を確認し、必要な支援体制をとる
- ④ 自家用車での避難を避ける

(2) 初期消火訓練

火災の拡大を防ぐには、初期消火活動は重要な活動です。燃え広がると近隣住宅はもとより、大規模火災に繋がるおそれがありますので、早期に消火するため、各家庭での消火器具（消火器・水バケツ・簡易消火器具）の配備に努めてください。

また、道路や民地に協力をいただき、消火栓器具格納箱を設置しておりますので、住民で協力して初期消火を行ってください。

ア 消火器を使用した消火訓練

消火器は、火災の種別に対応するため、粉末・水・ガス系等の種類に分けられています。消火器の特性や性能を十分に理解し、操作要領を習得しましょう。

※注意 消火器の初期消火の限界は、炎が天井に達するまでです。煙が大量のときは、煙に巻かれる危険性を考慮し、早めに避難しましょう。

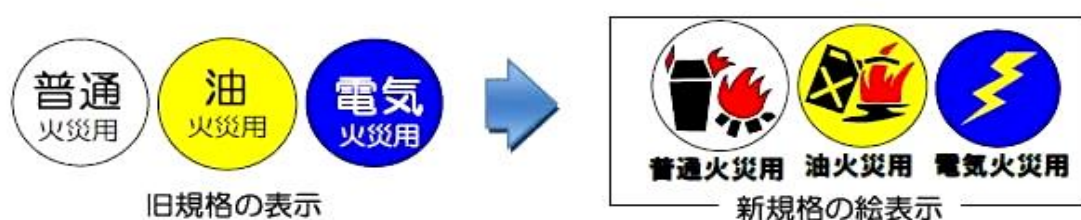


図1

【消火器の使い方】



図2

【火災時における留意事項】

- ・ 周囲の人に大きな声で火災を知らせ、応援を求める。
- ・ 消火器は、左右に放射しながら徐々に近づき、てんぷら鍋等の油火災時は、油が飛び散らないよう間接的に放射する。
- ・ 布団は火種が潜むので、表面を消した後にはしっかり水に浸けこむ。

イ バケツを使用した消火訓練

消火器や消火栓が近くにならない場合は、バケツを使用して消火活動を行います。

震災時には特に効果がありますので、右図を参考にバケツリレーによる消火活動が行えるよう訓練を行ってください。

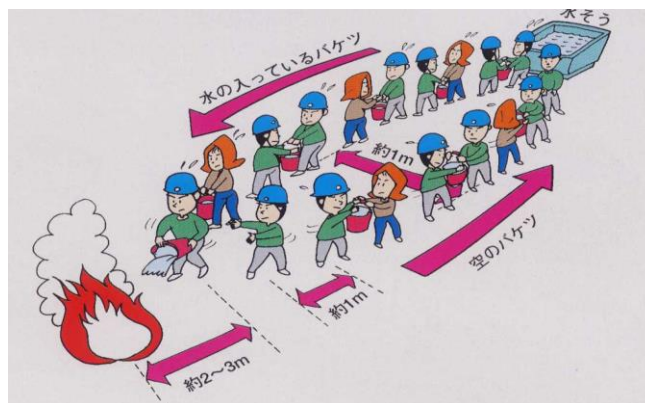


図3

* 三角バケツの使用方法

<p>①キャップをはずし、両足を開いて腰を落とす。</p>	
<p>②5～6回に分けて水がかげられる構造になっているので、1回目は前に押し出すような気持ちで、やや下に向けて投水する。</p>	
<p>③2回目からは、火元の上方から数回に分けて投水する。 ※容器量は約7ℓですので、災害時の生活用水用供給タンクとして活用することができます。</p>	

図4

ウ 消火栓を使用した消火訓練

水道管に接続されている消火栓は、初期消火に絶大な効果をもたらしますので、次の「消火栓器具取扱い要領」を参考に、訓練を行ってください。なお、消火栓を使用して訓練を行う場合は、防災課か地元消防団の指導の下で行ってください。

【消火栓器具取扱い要領】



① 消火栓蓋を開ける



② スタントパイプを接続する



③ 時計回りにねじ込む



④ メス金具付近を踏む



⑤ オス金具を持ち延ばす



⑥ ホースを接続する



⑦ 第2ホースを搬送する



⑧ ④+⑤+ホースを接続する



⑨ 管そを接続する



⑩ 大箱ねじ廻しを差込む



⑪ 反時計回りに開ける



⑫ 火元に放水する

図5

【消火栓器具の名称】

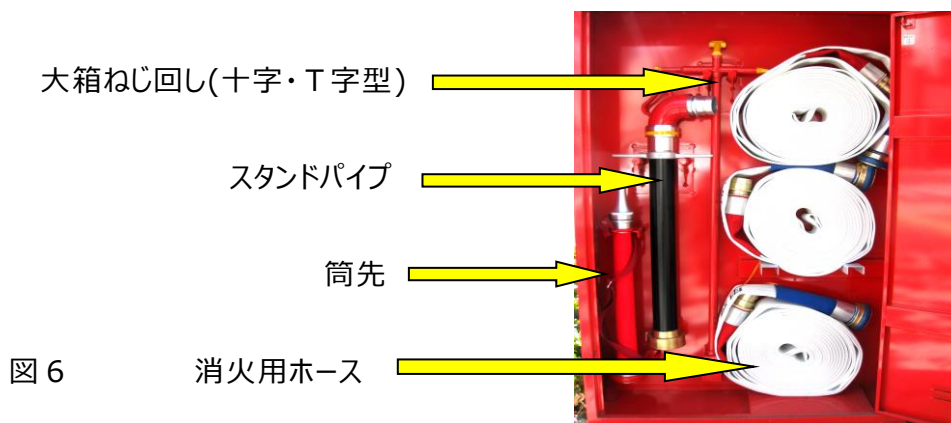


図 6

消火用ホース

※注意 消火栓器具を使用した初期消火は、上水道の配水管の水圧を利用して消火活動を行います。火災現場周辺の消火栓を2箇所以上同時に使用すると、水圧がさがり、出火建物に水が到達しなくなる現象が発生します。

こうした現象が発生した場合は、初期消火に最も適すると思われる消火栓を1箇所を選択し、他の消火栓の使用は中止してください。

(3) 救出救護訓練

冒頭にも記載しましたが、阪神淡路大震災では、6,400名余りの死者数のうち約4,000名が、地震発生から15分以内に死亡した圧死や窒息死による検死結果も出ております。

こうした過去の記録から、震災後の救出活動は、揺れが収まってから1分1秒を争い、そのため近隣世帯の連携や自主防災組織の活動は、極めて重大になってきます。

日頃から救出救護活動に必要な資機材を整備し、取り扱いを習熟し、また、救護活動では、応急手当をはじめ、搬送方法や心肺蘇生法、AED（自動体外式除細動器）の設置場所を把握し、使用方法を救命講習会などで習熟するなど万全の体制を整えましょう。

個人・近隣の方々で行う

- ・自分の安全を確保したら、家族の安否と近隣の状況を確認する
- ・倒壊家屋がある場合は、大声で呼びかけ、要救助者の有無を確認する
- ・要救助者がいる場合は、居場所の確認と救助に必要な人員を確保する
- ・各戸で所有する資機材を活用して活動する
- ・負傷者の応急手当を行なう

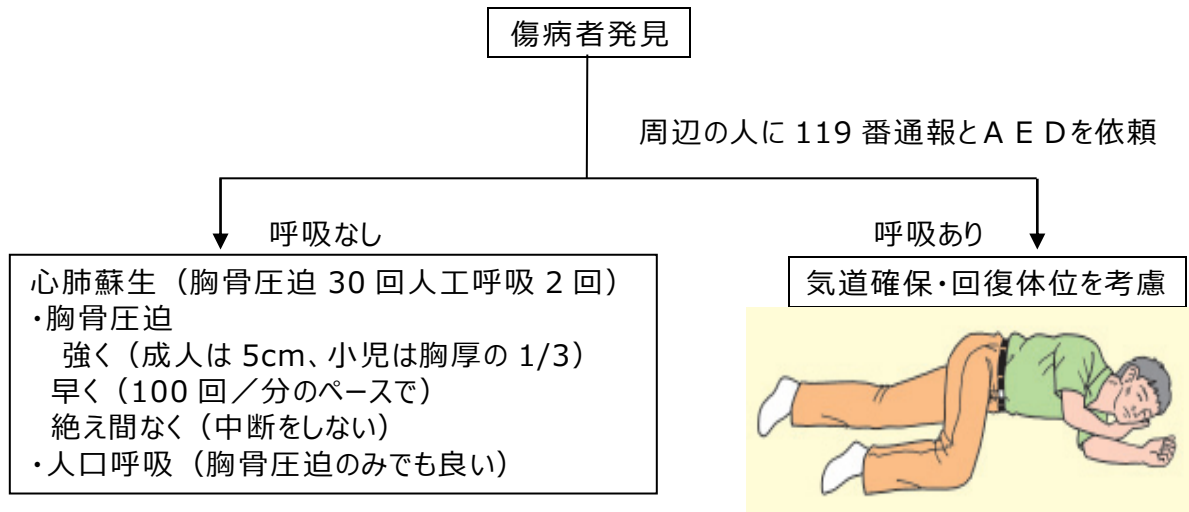
自主防災組織で行う

- ・防災資機材等を使用して要救助者を救出する
- ・要救助者の数と埋没位置を正確に把握し、消防隊等に情報を提供する
- ・負傷者の応急手当を行なう

表 2 - 5

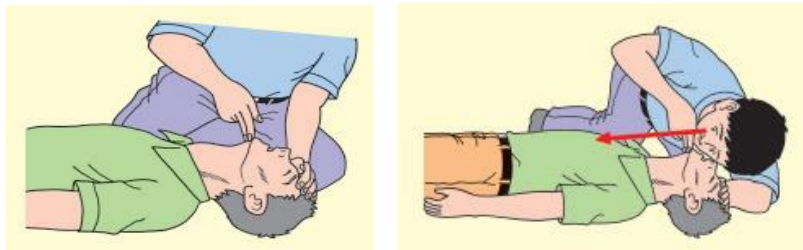
救命処置の流れ（心肺蘇生とAEDの使用）

（改訂4版 応急手当講習テキスト「救急車がくるまでに」から引用）

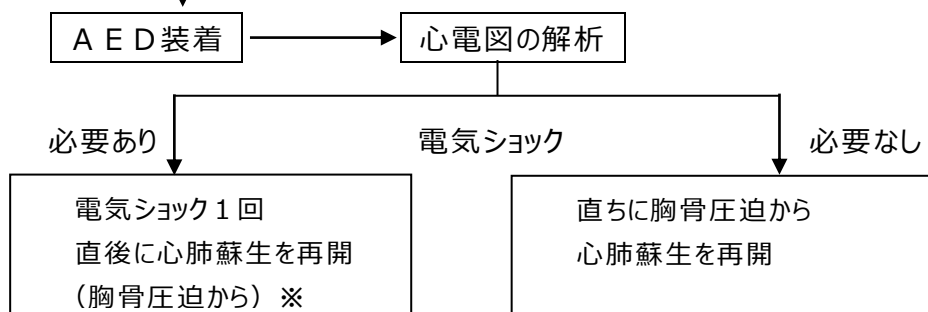
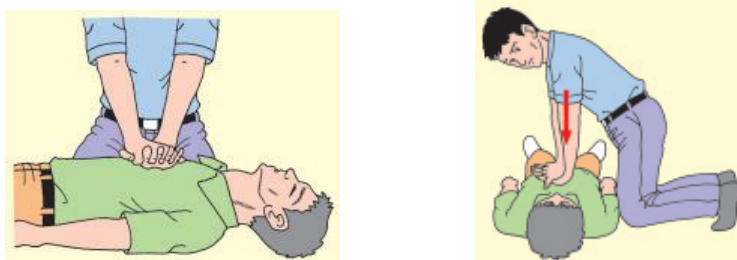


《人工呼吸と胸骨圧迫の留意点》

・気道を確保し息を吹き込む（胸のもち上がり確認）



・胸の中心に両手を当て傷病者の胸を垂直に押す



※注意 心肺蘇生は、呼吸の再開若しくは救急車到着まで継続すること。

図7

《AEDの取扱い要領》



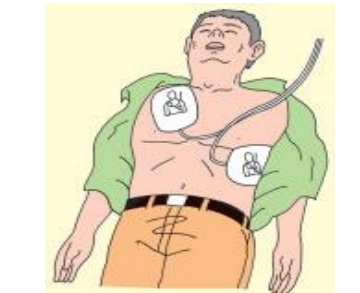
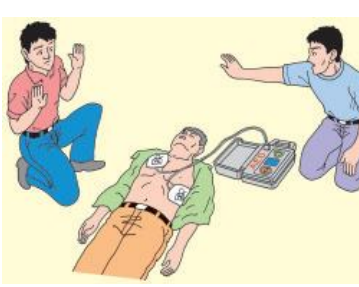


		
<p>1. AEDを傷病者の頭の横に置き、ケースから本体を取り出します。</p>	<p>2. 電源を入れ、音声ガイダンスに従って操作してください。</p>	<p>3. パッドを装着します。(湿布や金属等は外します。)</p>
		
<p>4. 解析ボタンを押します。(傷病者に触れない。)</p>	<p>5. 通電：電気ショック1回 ※</p>	<p>6. ガイダンスに従い心肺蘇生を再開します。</p>

図8

※注意 通電する際は、傷病者に触れていると感電しますので、絶対に触れないで下さい。
通電の必要がない場合は、AEDが判断して通電しない機能になっています。

(4) 情報収集・伝達訓練

発災後は、各自治会で行う住民の安否確認及び被害状況調査結果を集計し、災害対策本部に伝達します。災害時は情報が錯綜し、混乱を招くおそれがありますので、確実な情報収集と伝達に努めてください。

行政からは様々な災害情報を提供しますので、必要な情報は自治会の掲示板等を活用して住民に周知してください。

※災害情報は、防災行政用無線、防災・防犯メールマガジン、ホームページ、消防・警察・消防団などの広報、エフエム甲府、CATV局等から配信し、更に平成27年度から「Lアラート」によるテレビ・ラジオを通じた情報伝達を開始しております。なお、防災無線放送の内容を電話で確認できるサービスも行っています。

【防災無線テレフォンサービス TEL 298-4471】

(5) 給食・給水(炊き出し)訓練

指定避難所の防災倉庫には、住宅の倒壊など、自宅での生活が困難な住民のために非常食が備蓄してあります。避難所での給食・給水活動を円滑に行うために次の訓練を行い、技術を習得しましょう。

なお、平常時は、災害時に備えて資機材の定期点検と備蓄品の管理を行ってください。

ア 炊き出し訓練

炊き出し用資材（炊飯セット）を使用し、防災訓練はもとより、各種行事などの際に炊き出し訓練を行いましょう。

イ 飲料水確保訓練

小中学校のグラウンド等に埋設の非常用貯水槽や、プールの水を浄化する緊急時用浄水機の操作方法を習得し、飲料水を確保しましょう。

(6) 防災資機材の取扱い訓練

資機材台帳で管理する防災資機材の取り扱い訓練を行いましょう。

迅速で安全な取り扱い方法を習得し、様々な資機材を応用して使用できるように訓練しましょう。

☆防災資機材配備例

バール、スコップ、ハンマー、つるはし、油圧ジャッキ、のこぎり、ワイヤーロープ、ボルトクリッパー、万能斧、かませ木、ハンマー、金切バサミ、標識ロープ、サイレン付メガホン、防塵マスク、担架、モンキーレンチ、タガネ、ミニカッター、レンジャー手袋、テープ、防塵メガネ、その他

表2-6

※ 次の防災倉庫備蓄資機材配備一覧表は、避難所防災倉庫に備蓄してありますので、災害時に取り扱えるよう訓練を行ってください。

☆防災倉庫備蓄資機材配備一覧（下線は、一部倉庫に限ります。）

備蓄米、クラッカー、粉ミルク、飲料水、特設公衆電話、乾電池、担架、間仕切セット、発電機、投光器、コードリール、ランタン、避難所用マット、マンホールトイレ用便座、テント型組立式トイレ、毛布、携行缶、ガソリン缶、緊急時用浄水機、非常用貯水槽ポンプ、やかん、鍋、炊出し用コンロ、折畳み式リヤカー、ハンドマイク他

表2-7

(7) 避難所運営訓練

また、災害時の避難所運営は、地区内の自主防災組織で構成する避難所運営委員会の重要な役割を担います。避難所生活は長期にわたることも予想されるので、ルールを定め、プライベートで使用できる専有スペースや、女性に配慮した運営など、ストレスを軽減する運営方法を検討しましょう。

なお、過去の災害では、避難所運営は役員任せになるケースが多く見受けられたようです。役員も被災者ですので、避難所生活は、利用者全員の協力があってこそスムーズな運営につながります。

《避難所運営委員会の構成と災害時の役割》

班名	災害時の役割
総務班	・災害対策本部との調整 ・避難所レイアウトの設定 他
被災者管理班	・避難者名簿の作成と管理 ・安否確認等への対応 他
情報広報班	・情報収集 ・情報発信 ・情報伝達
施設管理班	・避難所の安全確認と危険箇所への対応 ・防火、防犯
食料・物資班	・食料、物資の調達 ・炊出し ・食料、物資の管理 他
救護班	・医療救護所や医療機関の開設状況の把握 他
要配慮者支援班	・要配慮者の相談 ・介護支援 ・福祉避難室の設置 他
衛生班	・衛生管理 ・水の確保 ・トイレの確保 ・風呂の提供 他
ボランティア班	・ボランティアの受入れと管理 他

表 2 - 8

(8) 学校と連携した訓練

学校は、防災訓練への参加を促進し、児童・生徒の防災意識の高揚を図るなど、地域と連携した防災の取り組みを行っています。また、避難所として使用できる部分の確認を行うなど、連携を密にし、状況に応じた訓練計画を作成しましょう。

(9) 図上訓練

大規模災害を想定し、危険が予測される地帯や事態を参加者で検討し、課題を抽出して訓練で検証するなど、実災害への対応力を高めましょう。

(10) 安否確認及び被害状況調査習熟訓練

災害発生後の迅速な調査を実施するため、安否確認及び被害状況調査要領を習熟してください。

(11) 応用訓練

防災訓練は、様々な災害想定と地域特性を考慮した内容で、複合的に機能させることが重要ですので、一步踏み込んだ訓練の実施をお願いします。

地域特性	訓練内容
急傾斜地	土砂災害を想定した訓練
水害多発地	高所避難を想定した訓練
住宅密集地	火災や住宅倒壊を想定した訓練
観光地	観光客等を視野に入れた訓練
事業所が混在する地域	事業所と地域の合同訓練
社会福祉施設のある地域	施設との合同訓練

表 2 - 9

5 防災資機材等の備蓄及び管理

災害時の応急活動時に必要となる防災資機材を防災倉庫などに備蓄し、定期的に点検を行ってください。なお、ガソリンは概ね半年で腐食しますので、ガソリンを燃料とする資機材については、取り扱いにご注意ください。

地区会場訓練フロー

時間	項目	訓練内容	担当、注意事項等
	防災無線放送 (緊急地震速報)	シェイクアウト訓練 (身体防護訓練)	落下物などから身を守り、揺れが収まるまで動かない行動をとる。
	防災無線放送	避難指示(訓練開始)	避難を開始する
	避難誘導訓練	避難誘導班による一時避難地及び指定避難地への避難誘導訓練	・消防団は地域の巡視 ・避難行動要支援者の安否確認と避難支援
	安否確認・被害状況調査訓練	安否確認及び被害状況調査の方法と報告訓練の実施	班長～組長～自治会長～連合会長
	人員報告	避難人員及び被災状況報告	・各自治会長から地区自治会連合会長に
	情報伝達訓練	災害対策本部への避難人員及び被災状況の報告	地域連絡員による報告(防災無線、PHS等)
個別訓練(屋外)			
	初期消火訓練	1.消火器 2.バケツ 3.消火栓	消防団・防災リーダーによる指導
	救出訓練	防災資機材を使用した救出訓練	救出救護班及び消防団による指導
	飲料水確保訓練	1.非常用貯水槽取扱い 2.緊急時用浄水機取扱い	地域連絡員による指導 ※配備避難所に限る
	防災資機材確認	防災倉庫内の資機材の確認	参加者全員
個別訓練(屋内)			
	避難所運営訓練	避難所運営委員会による避難所の開設(参加住民を中心に行う)	避難所運営委員又は、地域連絡員による説明
	避難所資機材の確認	間仕切り組立て テント付組立てトイレの組立	地域連絡員、施設管理班、衛生班及び防災リーダーにより実施
	救護訓練	AEDを使用した心肺蘇生や三角巾を使用した応急処置法	救護班、防災リーダーによる指導
	炊き出し訓練	非常食炊き出し	食料・物資班により実施
消防団による訓練			
	放水訓練	消防車等による放水訓練	消防団により実施

表2-10

第3章 災害時の活動

第1 災害発生直前

1 災害発生直前の行動

災害の要因となる前兆現象や自然現象を確認した場合は、次の行動を行うことが急務となります。

- (1) 甲府市防災課に連絡し、避難所の開設や避難など対応を協議する。
- (2) 住民の所在を確認し、未確認者の所在を特定する。
- (3) 住民間において、居住区域内の現況情報の共有と伝達を行う。
- (4) 防災情報及び気象情報等を的確に収集し、気象状況を把握する。
- (5) 避難判断及び避難情報発表時における連絡体系の確認を行う。
- (6) 避難行動要支援者を避難させるため、協力して支援行動を行う。

2 避難情報

災害の前兆現象や人的・建物被害の発生のおそれのあるとき又は、実際に人的被害が切迫しているときは、避難情報を発表します。

種類	要件	行動
避難準備・高齢者等避難開始	土砂災害警戒情報の発表	要配慮者など、特に避難行動に時間を必要とする者は、計画された避難場所への避難を開始する。
	通常と違う状態が伺える	
	人的被害が発生する可能性が高まった状況	上記以外は、家族との連絡や非常用持出品の用意等、直ちに避難できる体制を整える。
避難勧告	人的被害が発生する可能性が高く、避難を開始しなければならない状況	計画された避難場所等へ避難を開始する。
避難指示（緊急）	災害の前兆現象の発生や、切迫した状況から、人的被害の危険性が非常に高いと判断された状況	発表された対象地域で、既に避難途上の場合は、確実な避難行動をとり、避難していない場合は、緊急に避難する。
		避難に移る時間的余裕がない場合は、生命を守る最大限の行動をとる。
自主避難	避難情報発令以前において、平常時と異なる現象又は、起こり得ない状況が実際に起きているなど身の危険を感じた場合の自主的な避難。	

表3-1

第2 災害発生直後の行動

1 地震災害時の行動

(1) 身体防護

発災時、まずは、自分の身を守ることが重要です。地震の規模によっては、避難行動後に救出救護などの各種活動が想定されます。負傷していると活動ができなくなることはもとより、自主防災組織に負担をかけることにつながるので、しっかり自分の身を守ってください。

(2) 家族の安否確認と火元確認

揺れが収まったら、家族の安否と、火元の確認を行います。

(3) 班員の安否確認と被害状況

屋外に避難し、班員の安否と被害状況を組内の班長に報告します。

(4) 避難行動要支援者の安否確認と避難支援の実施

組内の避難行動要支援者の安否確認と、避難支援を実施します。

(5) 一時避難地（集合地）への避難

計画された一時避難地（集合地）へ避難し、「第2章第2、2(2)安否確認と被害状況調査書等の記載要領」(10頁)に基づき、順次報告します。

(6) 自宅もしくは避難所への避難

自宅が被災し生活が難しい住民は、余震が収まったら避難所へ避難し、自宅が被災していない住民は、自宅で生活（在宅避難者）します。

なお、自治会長は、在宅避難者及び避難所外避難者への物資支援を受けるため、在宅避難者数を把握し、避難所運営委員会に報告します。

2 風水害時の行動

気象状況、降雨量、河川水量、土砂災害情報など各種情報を、テレビやラジオ、インターネットなどを活用して的確に収集し、災害の状況を把握しましょう。

甲府市洪水ハザードマップでは、50～100年に一度の豪雨により指定河川（笛吹川、釜無川、荒川、濁川、平等川、相川、貢川）が決壊したことを想定した「浸水想定図」を基に、浸水程度を表しています。なお、「防災情報WEB体感ハザードマップ」で、お住まいの地域の浸水想定を確認することもできます。

・甲府市洪水ハザードマップ

(<http://www.city.kofu.yamanashi.jp/bosai/bosai/hazard/index.html>)

・甲府市防災情報WEB体感ハザードマップ

(<http://kofu.gisweb.jp/document/3872.html>)

(1) 浸水・洪水に備えて

- ア 建物への浸水防止（窓の目張り、土嚢の積み上げ、トイレの逆流防止）
- イ 河川の見回りなど状況確認は行わない

ウ 避難行動要支援者の支援

(2) 避難判断基準

次の場合は、計画された指定避難所へ避難を開始します。(洪水時に使用できない避難所があります。甲府市防災情報WEB、N T Tタウンページ「もしものときに備えよう！甲府市避難所マップ保存版」に記載されていますのでご確認ください。)

ア 24時間雨量が200mmを超え、更に40mm/時間以上の降雨の場合

イ 身の危険を察知した場合

ウ 避難情報が発表された場合

エ 記録的大雨情報が発表された場合(自主避難)

(3) 避難時における留意事項

ア 運動靴や動きやすい服装で避難する。(着替え、替え靴を持参)

イ 冠水時は足元が見えないため、杖(探り棒)などで足場を確認する。

ウ 二次災害を考慮し、電気のブレーカーを落とし、ガスの元栓を締める。

(4) 避難してはいけない状況

ア 浸水深50cmの場合(2階以上又は、堅牢で高い建物へ避難)

イ 暴風雨の中

ウ 河川が氾濫している

エ 深夜の単独避難

3 土砂災害時の行動

土砂災害警戒区域等に指定されているエリアでは、台風や集中豪雨、大規模地震時に、次の表の前兆現象や、降雨状況(24時間の雨量が150mmを超え、継続して1時間に40mm以上の降雨がある場合)によっては、土砂災害が発生する危険性が高いことから、早期避難を心掛けましょう。

(1) 避難判断基準

種類	災害の現象
	前兆現象
がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)	地中にしみ込んだ雨水また地震によって、斜面が突然滑り落ちる現象。
	・小石の落下・斜面からの湧水・斜面の亀裂
土石流	流れの急な川や扇状地で発生することが多く、梅雨の長雨や台風、集中豪雨により、谷や山の斜面から崩れた土砂が、水と共に一気に流れ出る現象。
	・異様な山鳴り・異様な臭気・溪流の水位減少 ・川の汚濁と流木の混合・溪流付近の斜面崩落

地すべり	緩やかな斜面で、粘土のような滑りやすい地層に雨水などがしみ込み、その影響で地下水位が上昇し、地面が滑り出す現象。
	・地鳴り・地表面の凹凸や亀裂・地下水の濁り

表 3 - 2

(2) 避難時の注意事項

土砂災害から身を守るためには、土砂災害が発生する前に避難することです。万が一、がけ崩れや土石流に遭遇した場合は、次の内容を参考に避難してください。

種 類	避難方法
がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)	斜面の高さの2倍の距離又は、50m程度まで届くと言われていいますので、前兆現象を発見したら、斜面から相当分の距離を確保してください。
土石流	速度が速いため、逃げる際に流れを背にすると即座に追いつかれますので、土砂の流れる方向に対して直角又は、少しでも高い場所へ避難してください。

表 3 - 3

4 大雪災害時の行動

降雪の初期段階から連絡網などを活用し、組内の班の安否確認を行います。また、早期段階から除雪作業を行い、地域内の優先路を確保します。

降雪が止んだ後、再度近隣の安否確認を行い、安否確認の取れない住民宅を訪ねます。また、避難行動要支援者宅への支援が必要となりますので、アクセス道路の除雪作業を行い、交通路を確保します。

雪捨て場については、アクセス道路や搬送車両の確保、また、行政機関が生活優先路の除雪等を行っている関係上、運搬は困難になりますので、近隣の空地や民有地への仮置きにご協力ください。

なお、除雪を行う際は、次の事項に留意して行ってください。

(1) 体調管理

- ・除雪作業は重労働であるため、休息をはさみ万全な体調で行う

(2) 1人での作業を避ける

- ・やむを得ず行う場合は、家族や隣近所に声がけしてから行う
- ・通信手段を確保する（携帯電話、無線機等）

(3) 装備を整え作業する

- ・なるべくヘルメットを着用し、動きやすい服装で作業を実施する
- ・すべり止めの効いた靴と、防寒性ゴム手袋を着用する

(4) 高所での作業時は命綱、安全帯を着用する

- ・ 命綱はナイロン又は、麻ロープを使用する（トラロープは滑りやすい）
 - ・ 命綱の固定は、屋根の反対側の柱や立木などに結ぶ
 - ・ 命綱は安全帯など幅広いものを使用し、屋根の上で止まる長さにする
 - ・ はしごはしっかりと固定し、軒先より 60cm 以上高くする
- (5) 屋根の雪下ろし
- ・ 落雪に巻き込まれないよう、屋根の上から雪を下ろす
 - ・ 屋根は滑りやすいので、20cm 程度の雪を残し作業する
 - ・ 軒先の雪は作業の最後に落とし、軒下の人や電線に注意する
- (6) 軒下での作業
- ・ 屋根の雪下ろしを行っているときは、軒下での作業を行わない
 - ・ 日中の午後は、屋根からの落雪があるため軒下での作業を避ける
- (7) 除雪車、除雪機への注意喚起
- ・ 除雪作業周辺で除雪車が作業している時は、接触事故などを防ぐため、安全員を置く
 - ・ 雪を飛ばす方向に、人・車・建物がいないことを確認し、除雪機の周りには絶対に人を近付けない
- (8) 煙突、排気口の除雪を行う
- ・ 一酸化炭素中毒を防ぐため、FF式暖房機の排気口周辺の除雪を行う
 - ・ LPガス容器周辺の除雪や雪下ろしはホースの破損などに注意する

第3 災害発生時の活動

1 各種応急活動

災害発生時は、次の災害応急活動を行います。また、防災部長は、直ちに自主防本部を設置し、各班の応急活動の指揮及び地区自治会連合会との情報共有に努めます。

なお、自主防本部の設置場所は、災害規模を想定して数箇所選定しておくことも考慮しましょう。

(1) 被害・災害情報の収集と伝達

災害の規模によっては、被害状況が異なり、情報収集が困難な場合が想定されます。各組からの被害報告に基づき地域内の被害状況を確認し、正確な情報を収集するなど、自主防災組織の役割は大変重要になります。

情報班は、こうした災害情報を収集し、避難所や災害対策本部に伝達するなど、地域と行政との中継となります。

被害状況を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を、次を参考に行いましょう。

なお、災害情報を共有するため、自主防災組織の役員や組世帯間での通信手段を整備しておきましょう。

ア 通信手段の整備

- ① 有線電話
- ② アマチュア無線
- ③ トランシーバー
- ④ SNS（フェイスブック、ツイッター等）
- ⑤ 電子メールなど

イ 災害情報の収集

自主防災本部は、防災無線・ラジオなどにより次の情報を収集する。

- ① 行政機関からの情報
- ② 被害の全容
- ③ 医療機関情報・救援情報（救助・給水等）
- ④ その他

ウ 避難者の情報収集と伝達

組長は、各班からの調査結果を集計し、自主防本部へ速やかに伝達します。また、自主防本部は、各組からの情報を集計し、負傷者、逃げ遅れ、在宅避難者等、要配慮者情報などを正確に把握し、地区自治会連合会（避難所）に報告し、速やかに甲府市災害対策本部に伝達します。

エ 自治会連合会との連携について

被災状況により、医薬品、衣類等の支援物資の配給を要請及び受入状況を確認する。

オ 地区自治会連合会への伝達（伝令）

- ① 安否確認・被害状況集計結果
- ② 居住地域の被害状況
- ③ 在宅避難者及び避難所外避難者の支援物資の数量
- ④ 行政への申請等情報
- ⑤ その他必要事項

(2) 出火防止・初期消火活動

避難する際は、出火防止のため、電気のブレーカーを落とし、ガスの元栓を締めましょう。災害により火災が発生した場合は、次の項目により初期消火を行いましょう。

ア 人員の確保

近隣に大声で応援を求め、人員を確保し、消火活動は、二次災害を考慮し、2名以上で行うよう心掛ける。

イ 消火の実施

消火器や水バケツなどで直ちに初期消火を行い、炎が天井部まで達している場合は消火効果が薄く、逃げ遅れの原因になるので、早期に脱出し、消火栓器具による消火活動に切り替える。

ウ 消火用資機材及び人員の手配

消火に必要な資機材と、被害のない組から人員を手配する。

エ 自主防本部への連絡

火災が確認された場合は、直ちに消火用資機材を準備するとともに、自主防本部に連絡し応援を求める。

自主防本部は、火災発生の連絡を受けた場合、直ちに消防団との連携及び消防機関へ通報を行います。

通信不能な場合は、発生からの経過を確実に記録に残し、消防隊に情報提供する。

(3) 避難

災害により、人命に危険が生じるおそれがあるとき又は、危険が生じたとき及び災害により自宅での生活が困難なときなどは、一時避難地に避難し、状況に応じて災害種別に適した指定避難所等に避難します。

避難誘導班は、火災の発生状況を考慮する中、防災マップに記載されている避難経路により、住民を安全に避難場所まで誘導します。

なお、観光客などが訪れる地域では、地理に不慣れな観光客などの帰宅困難者避難誘導も行う必要があります。

ア 次による場合は、避難を開始しましょう。

- ① 行政から避難情報が発表されたとき
- ② 震度6弱以上の地震が発生したとき（耐震基準を満たさない建物）
- ③ 明らかに生命への危険を及ぼす現象が確認されたとき

イ 水害時における留意事項は、次のとおりです。

- ① 足元が見えにくい状況では、道路の側溝やマンホールへの転落
- ② さぐり棒（杖、傘など）を持参し、足元を確認しながら避難する
- ③ 両手に荷物を持たない
- ④ 長靴ではなく、運動靴で避難する（替えの靴と着替えを持参）
- ⑤ 浸水深50cm以上では、避難せず自宅の2階以上又は、高い建物の上階に避難する（組長、自治会長、自主防本部に連絡をとる）

ウ 地震は次の手順で避難してください。

- ① 組の各班は、安否確認及び被害状況の調査を行う
- ② 一時避難地等へ避難し、組長に調査結果を報告する
- ③ 災害応急活動を迅速に行うため、一時避難地に全員避難する
- ④ 組長は、集計結果を自治会長に報告する
- ⑤ 自宅に被害があり、生活が困難な住民を指定避難所に避難させる

※避難所へ入所した場合は、避難所運営に協力をお願いします。

エ 避難場所は、災害種別に応じてあらかじめ地域で定めましょう。

(4) 搜索・救出・救護活動

住民は、安否確認と被害状況調査を行い、安否確認の取れない場合は「不明者」と仮定し、次の事項を遵守し搜索・救出・救護活動を開始する。

ア 搜索活動

各班は、安否確認・被害状況調査を実施する際、住民の安否確認が取れない場合は要救助者と仮定し、次の事項を遵守し搜索を開始します。

① 搜索活動を行ってはならない状況

- ・単独での活動
- ・夜間や昼間でも明かりが確保できない活動
- ・活動する住民の安全が確保されない場合
- ・避難指示が発令されている場合
- ・二次災害が発生するおそれのある場合
- ・余震が継続している場合

② 搜索の手順

- ・不明者宅及び周辺の呼びかけ
- ・応答がない場合は、組長などと家屋への進入を協議する
- ・家屋への進入又は、他の場所を搜索する

③ 搜索活動の留意点

- ・家屋へ進入する際は、トラブル防止のため前後の写真をデジカメなどで撮影する（状況に応じて行ってください）
- ・開口部を破壊した場合は、活動後にブルーシート等で覆う
- ・活動終了後は、搜索の重複や行政機関の搜索を円滑にするため、別紙5（66頁）のとおり、玄関付近などにマーキング標示する

イ 救出活動

要救助者を確認した場合は、直ちに組長に報告し、組長は組員の招集又は、自主防本部に応援を求めてください。

また、救出活動は、次の項目を遵守し、二次災害防止に留意して、要救助者の位置を確認後は、効率を考慮し、附近まではチェンソーなどによる機械作業で行い、残りは手作業で行ってください。

なお、次の項目を遵守してください。

① 活動を行ってはならない状況

- ・単独での活動
- ・夜間や昼間でも明かりが確保できない活動
- ・活動する住民の安全が確保されない場合
- ・避難指示が発令されている場合
- ・二次災害が発生するおそれのある場合
- ・余震が継続している場合

② 救出活動の留意点

- ・見張りを必ず1名置き、活動は2名以上で行うこと
- ・死亡と判断しない（頸部切断、腐乱が見受けられる場合を除く）

ウ 救護活動

負傷者及び救出した要救助者は、医療機関又は、医療救護所に搬送し、救出方法などを詳細に伝え、適切な処置を受けさせましょう。

また、搬送できない場合は、負傷者一人ひとりをよく観察して、現場に医師を出向させることも考慮しましょう。

なお、次の事項を遵守してください。

① 注意事項

- ・むやみに投薬はしない
- ・感染症に注意する
- ・負傷箇所がない場合でも、必ず医師の診察を受けさせること

エ 搬送医療機関（災害指定病院等）

地域で開業している医院や、地域の医療救護所を調べておきましょう。

【搬送する医療機関】

① 参考：市立〇〇病院 055-244-0000

② 医療救護所（市内12避難所）※地区の避難所に開設状況を確認

オ 自主防本部の対応

各組からの情報を集計し、自治会連合会に報告するとともに、必要な措置を講ずること。

① 応援員の派遣

活動人員が不足している現場には、他の組員を派遣する。

② 関係機関への通報

要救助者などが確認された場合は、速やかに消防機関等に通報し、通信不能な場合は経過記録を確実に残し、通信可能になった段階で、経過も合わせて通報する。

(5) 給食・給水

大規模災害が発生した場合は、電気・ガス・水道などのライフラインが寸断されることが予想されることから、食料の備蓄や燃料の確保などを行い、在宅避難者及び避難所外避難者は、地域で米を持ち寄り炊き出すなど、燃料等の節約に努めましょう。

また、自主防本部は、発災後に物資の供給を受けた際は、乳幼児や高齢者に配慮し、物資を配分しましょう。

ア 配分計画の立案（※自主防本部で備蓄ができる場合）

生活班は、次の項目に留意し、炊き出しを行います。なお、第一段階として、発災から3日間を目途に行いましょう。

- ① 現状の食料・飲料水の総量の把握
- ② 優先配分者の確認（人数及び必要量）
- ③ 配分量の決定
- ④ 第2段階（4日目以降）の計画
- ⑤ 在宅避難者及び避難所外避難者等の数を把握する
- ⑥ 指定避難所を通じ、市災害対策本部に緊急物資の配給を依頼する

イ 飲料水及び生活用水の確保

① 飲料水

- ・学校校庭に設置の非常用貯水槽の水
- ・学校に配備の緊急時用浄水機で浄化した水
- ・給水車の手配

② 生活用水

- ・地域にある井戸水（甲府市のホームページで「災害時生活用水協力井戸」の登録一覧が閲覧できます。）

（6）避難行動要支援者の支援

ア 災害時

避難行動要支援者名簿を活用して、住民は協力して、避難支援にあたりましょう。

なお、支援に関して人員が不足した場合は、隣組や自主防本部に連絡し協力を得ましょう。

また、避難所においては、要配慮者に配慮し、介護ができない避難行動要支援者に対しては、災害対策本部に福祉避難所の開設を要請してください。

イ 復興期

災害発生時の要配慮者に対する応急対策は、前各項のとおりですが、次の項目については、民生児童委員や当該支援者から協力を得る中、可能な範囲で復興期の支援にあたりましょう。

- ① 避難行動要支援者に対する食事、トイレ、入浴などの生活支援
- ② り災証明の請求など、行政機関への諸手続等への支援
- ③ 介護・障がいの程度に応じた情報の伝達

（7）他の自主防災組織等との連携

ア 近隣自主防災組織と連携し、応急活動を行う。

イ 地区自治会連合会と一体となった応急活動を行う。

ウ 災害ボランティアや民間団体からの協力を得て、早期復旧に努める。

エ 帰宅困難者（観光客、通勤通学者）や自治会未加入者が被災した場合は、指定避難所等に誘導する。

(8) 避難所外避難者に周知すべき内容

自宅又は避難所以外で生活する場合（以下「避難所外避難」という。）は、各自治会において避難者数を把握するため、発災初期の安否確認の際に、避難所外避難を行う旨を確認する。

また、発災以降、避難所外避難を行う場合は、近隣住民や組長、自治会長に、所在や連絡先を報告するよう周知する。

2 災害ボランティアの活用

大規模災害が発生すると、全国各地から災害ボランティアが駆けつけてきます。

甲府市災害ボランティアセンターでは、全国各地から駆けつける災害ボランティアを受け入れ、派遣活動を行います。

災害ボランティアの活動は、公的な活動では実現しにくい、きめ細やかな対応ができるところにその特徴があり、災害発生後の被災地の状況に合った活動が期待されます。

各地区から必要とする救援活動を災害対策本部に要請すると、災害ボランティアセンターに対して、ニーズに応じたボランティアを要請します。

防災ボランティアセンターからボランティアが派遣されますので、的確な作業依頼と指示、また、土地勘のないことから、現場への誘導も行うことが必要となるなど、的確に対応することが求められます。

災害の規模により長期化するような場合は、被災者の個人的なニーズが増大すると思われるので、自主防本部は、避難所運営委員会ボランティア班と協議する中、地域住民に災害ボランティアの情報を周知するよう心がけてください。

第4 復旧・復興

復旧・復興

地域は、隣保協同の精神のもと、被災者を地域コミュニティ全体で支援し、行政機関や学識経験者等が連携して、自分たちのまちの再生に向けた様々な取り組みを地域の理解を得る中、速やかな復旧活動を促進することが大切です。

【甲府市の警報・注意報発表基準一覧表】

平成 28 年 11 月 17 日現在

種類	基準	内容	
警 報	大雨	雨量基準(浸水害)	平坦地 : 1 時間雨量 40mm 平坦地以外 : 1 時間雨量 50mm
		土壌雨量指数基準 (土砂災害)	142 * 3
	洪水	雨量基準	平坦地 : 1 時間雨量 40mm 平坦地以外 : 1 時間雨量 50mm
		流域雨量指数基準	平等川流域=9, 芦川流域=18
		複合基準	平坦地 : 1 時間雨量 35mm かつ 流域雨量指数 荒川流域=10
	指定河川洪水予報 による基準	富士川(釜無川を含む)[船山橋], 笛吹川[石和], 荒川[荒川]	
	暴風	平均風速	20m/s
暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	盆地 12 時間降雪の深さ 15cm 山地 12 時間降雪の深さ 30cm	
注 意 報	大雨	雨量基準	平坦地 : 1 時間雨量 25mm 平坦地以外 : 1 時間雨量 30mm
		土壌雨量指数基準	106
	洪水	雨量基準	平坦地 : 1 時間雨量 25mm 平坦地以外 : 1 時間雨量 30mm
		流域雨量指数基準	平等川流域=7, 芦川流域=14
		指定河川洪水予報に よる基準	笛吹川 [石和], 荒川 [荒川]
	強風	平均風速	12m/s * 1
	風雪	平均風速	12m/s * 1 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	盆地 12 時間降雪の深さ 5cm 山地 12 時間降雪の深さ 10cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 25%で実効湿度 50% * 2	
	なだれ	1.表層なだれ : 24 時間降雪が 30cm 以上あって気象変化の激しいとき 2.全層なだれ : 積雪 50cm 以上、最高気温 15℃以上(甲府地方気象台) で、かつ 24 時間降水量が 20mm 以上	
	低温	夏期 : 最低気温が甲府地方気象台で 16℃以下又は河口湖特別地域気象観測所で 12℃以下が 2 日以上続く場合 冬期 : 最低気温が甲府地方気象台で -6℃以下又は河口湖特別地域気象観測所で -10℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下	
着氷	著しい着氷が予想される場合		
着雪	著しい着雪が予想される場合		
記録的短時間大雨情報		100mm / 1 時間雨量	

* 1 甲府地方気象台の観測値は 14m/s を目安とする。

* 2 湿度は甲府地方気象台の値。

* 3 土壌雨量指数とは、降水量が土壌中にどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）の雨量データから「タンクモデル」という手法を用いて指数化したものです。

【雨の強さと降り方】

(気象庁ホームページより)

1時間雨量(mm)	予報用語	イメージ	人への影響	木造住宅内	屋外の様子	災害発生状況
10~20	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる。	雨の音で話し声が良く聞き取れない。	地面一面に水たまりができる。	この程度の雨でも長く続く時は注意が必要。
20~30	強い雨	どしゃ降り	傘をさしていてもぬれる。 	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく。		道路が川のようになる。
30~50	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る	傘は全く役に立たなくなる。		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる。	
50~80	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴォーと降り続く)				都市部では地下室や地下街に水が流れ込む場合がある。マンホールから水が噴出する。土石流が起こりやすい。多くの災害が発生する。
80~	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる。		雨による大規模災害が発生するおそれが高く、厳重な警戒が必要。		

(注1) 「強い雨」や「激しい雨」以上の雨が降ると予想される時は、大雨注意報や大雨警報を発表して注意や警戒を呼びかけます。なお、注意報や警報の基準は地域によって異なります。

(注2) 猛烈な雨を観測した場合、「記録的短時間大雨情報」が発表されることがあります。なお、情報の基準は地域によって異なります。




(注3) 表はこの強さの雨が1時間降り続いたと仮定した場合の目安を示しています。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

①表に示した雨量が同じであっても、降り始めからの総雨量の違いや、地形や地質等の違いによって被害の様子は異なることがあります。

②この表ではある雨量が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。

【風の強さと吹き方】

(気象庁ホームページより)

風の強さ (用語)	平均風速 (m/s) 【時速】	人への影響	屋外・樹木の様子	建造物
やや 強い風	10 以上 15 未満 【～50】	風に向かって歩きにくくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。 電線が揺れ始める。	樋が揺れ始める。
強い風	15 以上 20 未満 【～70】	風に向かって歩けなくなり転倒する人もでる。 高所での作業は極めて危険。	電線が鳴り始める。 看板やトタン板が外れ始める。	屋根瓦・屋根葺材が剥がれ始める。 雨戸やシャッターが揺れる。
非常に 強い風	20 以上 25 未満 【～90】	何かに掴まないと立ってられない。 飛来物によって負傷するおそれがある。	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。 看板が落下・飛散する。 道路標識が傾く。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。 固定されていないプレハブ小屋が移動・転倒する。 ビニールハウスのフィルムが広範囲に破れる。
	20 以上 30 未満 【～110】			
猛烈な風	30 以上 35 未満 【～125】			固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。養生不十分な仮設足場が崩落する。
	35 以上 40 未満 【～140】	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。 電柱や街灯で倒れるものがある。 ブロック壁で倒壊するものがある。	外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。
	40 以上 【140～】			住家で倒壊するものがある。鉄骨構造物で変形するものがある。 

(注 1) 平均風速は 10 分間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の 1.5 倍程度になることが多いが、大気の状態が不安定な場合等は 3 倍以上になることがあります。

(注 2) 風速は、地形や周辺の建物などに影響されますので、観測所の値と異なる場合があります。風が同じであっても対象と異なる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますのでこれより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合があります。

【震度階級解説表】

(気象庁資料より)

震度	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。 歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。 眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。 歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。 眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちことがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

〇〇自治会自主防災部規約（例）

（名称）

第1条 この自主防災組織の名称は、〇〇自治会自主防災部（以下「防災部」という。）と称す。

（目的）

第2条 防災部は、住民互助の精神に基づく自主的な活動を行い、災害（地震、風水害等）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 防災部は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること
- (2) 災害発生時における安否確認及び被害状況調査、情報収集、初期消火、救出・救護、避難誘導等に関すること
- (3) 防災訓練の実施に関すること
- (4) 防災資機材の備蓄に関すること
- (5) _____地区内の自主防災組織と相互に協力し、連携すること

（実行組織）

第4条 防災部は、第3条の事業を行うため、次の組織を置く。

- (1) 総務班
- (2) 情報班
- (3) 消火班
- (4) 救出救護班
- (5) 避難誘導班
- (6) 給食給水班

（役員）

第5条 防災部には次の役員を置く

- (1) 部長 ○名
- (2) 副部長 ○名
- (3) 班長 ○名
- (4) 副班長 ○名
- (5) 会計 ○名

（役員任期）

第6条 役員任期は、〇年とする。但し、再任を妨げないものとする。

（役員任務）

第7条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 部長は防災部を代表し、災害発生時は、応急活動の指揮をとる
- (2) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を行う

- (3) 班長は、担当班の任務遂行及び会務の処理を行う
- (4) 副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるときは、その職務を行う
- (5) 会計は、部の経理を所管する

（会議）

第 8 条 防災部の会議は、定期総会、臨時総会及び役員会とする。

- 2 定期総会は、〇〇自治会定期総会に合わせて開催する
- 3 臨時総会は、役員会又は、部長が必要と認めたとき招集する
- 4 役員会は、構成員の 2 分の 1 以上が出席（委任状を含む）しなければ開くことはできない
- 5 部長は会議の長となり、議事を進行する
- 6 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

（地区防災計画）

第 9 条 防災部は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、地区防災計画を作成する。

- 2 地区防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること
 - (2) 平常時の活動計画に関すること
 - (3) 災害直前の行動計画に関すること
 - (4) 災害発生時の応急活動計画に関すること
 - (5) その他、防災に関すること

（防災訓練）

第 10 条 大規模災害の発生に備えて、次のとおり防災訓練を実施する。

- (1) 訓練の種別は、総合訓練と個別訓練とする
- (2) 訓練実施計画は、目標を設定し、達成に向けた取り組みが行える計画書を作成する
- (3) 総合訓練は、8 月に実施する防災訓練をもってあてる
- (4) 個別訓練は、次のとおりとし、年 2 回以上実施する
 - ア 情報収集・伝達訓練
 - イ 避難誘導訓練
 - ウ 給食・給水訓練
 - エ 災害想定訓練
 - オ 避難所運営訓練
 - カ 安否確認及び被災状況調査習熟訓練

（会計）

第 11 条 防災部の運営に関する費用は、〇〇自治会予算による。

- 2 自主防災部の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる。

（監査）

第 12 条 ○○自治会会計監査をもって充てる。

（雑則）

第 13 条 この規約に定めない事項で、防災部の運営に必要な事項は、部長が役員会に諮り定める。

附則

この規約は、平成 年 月 日から実施する。

防災部組織図

部長	副部長	班名	班長	副班長
		総務班		
		情報班		
		消火班		
		救出救護班		
		避難誘導班		
		給食給水班		

会計		監事	
----	--	----	--

地区防災計画

〇〇自治会自主防災部

目 次

第 1	目的
第 2	計画事項
	1 組織計画	
	2 平常時の活動計画	
	3 災害直前の行動計画	
	4 災害発生時の応急活動計画	
第 3	組織計画
	1 自主防災部の編成及び任務分担	
	2 班の設置について	
第 4	平常時の活動計画
	1 家庭における防災対策の推進	
	2 防災知識の普及啓発	
	3 地域における災害危険箇所の把握と避難場所等の周知	
	4 地域企業との連携	
	5 安否確認と被害状況の調査	
	6 安否確認と被害状況の調査書等の記載要領	
	7 要配慮者と避難行動要支援者に関する支援体制の構築	
	8 防災訓練	
	9 防災資機材及び食料等の備蓄における管理	
第 5	災害直前(避難準備情報等)の行動計画
第 6	災害発生時の応急活動計画
	1 災害・防災情報の収集と伝達	
	2 初期消火活動	
	3 避難	
	4 捜索・救出・救護活動	
	5 給食・給水活動	
	6 避難行動要支援者の支援	
	7 他の自主防災組織等との連携と対応	
	8 避難所外避難者に周知すべき内容	

地区防災計画（例）

〇〇年〇〇月〇〇日 制定

〇〇自治会自主防災部

第1 目的

この計画は、〇〇自治会自主防災部（以下「防災部」という。）の防災活動に必要な事項を定め、もって、各種災害による被害の発生及びその拡大を阻止することを目的とする。

第2 計画事項

1 組織計画

- (1) 防災部の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 役員に関すること
- (3) 班の設置に関すること

2 平常時の活動計画

- (1) 家庭における防災対策の推進に関すること
- (2) 防災知識の普及啓発に関すること
- (3) 地域における災害危険箇所の把握と避難場所等の周知に関すること
- (4) 地域企業との連携に関すること
- (5) 安否確認と被害状況の調査に関すること
- (6) 安否確認と被害状況調査書等の記載に関すること
- (7) 要配慮者と避難行動要支援者に関する支援体制に関すること
- (8) 防災訓練に関すること
- (9) 防災資機材及び食料等の備蓄における管理に関すること

3 災害直前(避難準備情報等)の行動計画

- (1) 避難所の開設及び避難等の対応に関すること
- (2) 住民の所在の確認に関すること
- (3) 居住区内の情報の共有に関すること
- (4) 災害情報の把握に関すること
- (5) 避難判断及び避難情報発表時における連絡体系に関すること
- (6) 避難行動要支援者等の支援に関すること

4 災害発生時の応急活動計画

- (1) 災害・防災情報の収集と伝達に関すること
- (2) 初期消火活動に関すること

- (3) 避難に関すること
- (4) 捜索・救出・救護活動に関すること
- (5) 給食・給水活動に関すること
- (6) 避難行動要支援者の支援に関すること
- (7) 他の自主防災組織等との連携と対応に関すること

第3 組織計画

1 防災部の編成及び任務分担

平常時の活動をより円滑に行うため次のとおり班を置き、災害発生時の応急活動を迅速かつ効率的に行えるよう、防災技術の習得や知識の向上に努める。なお、平常時及び災害発生時は、活動が可能な者が被害状況等に応じて必要な活動を展開する。

2 役員について

防災部に部長・副部長を置き、部長は、応急活動時の指揮をとる。
 なお、部長が不在のときは副部長がその職務を行う。

3 班の設置について

活動を円滑に実行するため、各班に班長・副班長を置き、防災部長等の指示のもと活動するものとする。

No.	班	平常時	災害時
(1)	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災部の運営全般 ・ 避難行動要支援者等の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況の集計 ・ 在宅避難者等の把握 ・ 避難行動要支援者の支援 ・ 他組織との連携等
(2)	情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災知識の普及啓発 ・ 安否確認・被害状況調査周知 ・ 情報収集伝達訓練 ・ 防災マップの作製 ・ 危険箇所と避難場所の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民安否・被害状況の収集 ・ 防災情報の収集と伝達 ・ 危険箇所の広報
(3)	消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期消火訓練 ・ 火災予防啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期消火及び警戒活動 ・ 防災防犯巡視
(4)	救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救出救護訓練 ・ 資機材の整備 ・ 応急手当や衛生知識の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捜索・救出・救護活動 ・ 防災機関への協力 ・ 防災防犯巡視
(5)	避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難場所の確認 ・ 避難経路の安全点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導 ・ 避難者数の把握
(6)	給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭内の防災対策の推進 ・ 炊出訓練と備蓄品の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 炊出と飲料水の確保 ・ 支援物資配分

第4 平常時の活動計画

1 家庭における防災対策の推進

(1) 家屋の耐震化

昭和56年5月31日以前に建築された住宅は耐震診断を受け、基準に満たない場合は、耐震対策等に努める。

(2) 家具類の転倒防止とガラス類の飛散防止対策

家具類の転倒による負傷者を防ぐため、しっかり固定し、ガラスなどに飛散防止フィルムなどを貼付する。

(3) 非常用食料の備蓄

災害時の物流の停止に対応するため、食料を最低7日間分備蓄する。

(4) 非常用持ち出し袋の準備

災害時に備え準備するとともに、誰が持ち出すかを決めておく。

(5) 家族の連絡方法

NTT 災害伝言ダイヤル「171」などを活用し、日ごろから連絡方法や暗証番号などを共有し、家族間の連絡方法を定める。

(6) 出火防止対策

災害時の火災の発生は、被害を拡大する要因となるため、次の点検項目の整備を行い、出火防止に努める。

ア 点検の項目

- ① 火気使用器具等の使用状況及びその周辺的环境整理
- ② 灯油等の可燃性液体類の保管状況の確認
- ③ 消火器具や消火薬剤の整備状況・
- ④ 住宅及びその周辺の危険箇所の状況
- ⑤ 住宅用火災警報器の設置状況
- ⑥ 耐震用ブレーカーの設置状況

イ 消火資機材の準備

各家庭に消火器、消火用バケツ、簡易消火製品などを備える。

火災が発生した場合、大声で近隣に知らせるとともに、消火器等を使用し迅速な消火活動を行う。

また、近隣住民は、消火栓器具を活用し、初期消火に努める。

2 防災知識の普及啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、防災知識の普及啓発を行う。

(1) 普及啓発事項

普及啓発事項は、次のとおりとする。

ア 防災組織及び防災計画

イ 災害から命を守る基礎教育

ウ 避難所（ ）

4 地域企業との連携

災害時には、〇〇建設（既に協定や連携が行われている地域。その他の場合は「地域の企業」と連携し、応急活動に努めること。

5 安否確認と被害状況の調査

住民の安否確認や被害状況の調査を円滑に行うため、各組内で約3～5世帯程度で班を編成し、各班には班長・副班長を置き活動するものとする。

(1) 班の編成方法

- ア 自治会の各組において、隣接する世帯で班を編成する。
- イ 編成された班の班長を決める。
- ウ 班の連絡体制を決める。
- エ 班員は、旅行や入院などで不在になるときは、班員に周知する。

(2) 安否確認・被害状況調査書（別紙1）の準備

- ア 班長は、別紙1に班員の住所、氏名を記載し地図を貼付する。
- イ 班長は、調査項目を把握し、各世帯にシートを配布し周知する。
- ウ 組長は、安否確認・被害状況集計表（組用）を準備する。

(3) 調査及び報告要領

- ア 班長は、班の調査内容を別紙1に記載し、組長に報告する。
- イ 組長は、各班の調査内容を別紙2に集計し、自治会長に報告する。
- ウ 自治会長は、各組の調査内容を別紙3に集計し、避難所（地区自治会連合会長又は、避難所運営委員会会長）に報告する。
- エ 地区自治会連合会長又は、避難所運営委員会会長は、各自治会長からの調査内容を別紙4に集計し、避難所の市職員（地域連絡員等）を通じて災害対策本部に報告する。

6 安否確認と被害状況の調査書等の記載要領

震度6弱以上の地震が発生した場合は、次の調査を実施する。

被害項目	被害内容
人的被害	死者、負傷者、行方不明者、要救助者
建物被害	全壊、半壊、部分破損の状況
ライフライン等被害	電気、ガス、上下水道、電話（インターネット回線）
その他の被害	通行不能箇所、道路の亀裂、護岸の破堤等

(1) 共通事項

- ア 安否状況を記載

- ①「確認」は、「無事・軽傷・重傷・死亡」について確認された者
- ②「不在」は、確実な情報又は、捜索により不在が確認された者
- ③「不明」は、捜索又は、救助を必要とする者

イ ア①で確認された負傷者のうち、次に該当するものを○で囲む。

- ①「軽」は、自力歩行が可能な者
- ②「重」は、自力歩行ができない者
- ③「死」は、医療従事者が判断した者又は、明らかに社会通念上死と判断できる者

(2) 別紙1「安否確認・被害状況調査書」の記載要領

- ア 班、日時、班長名を記載
- イ 班員の住所と氏名を記載（事前に記載しておく）
- ウ 特記事項欄は、負傷部位、逃げ遅れ状況、勤務先、通学先等を記載する他、その他必要事項を記載
- エ ライフラインの状況について、使用できないものに×を記載
- オ 地図上の家屋に、全壊は×、半壊は△、損壊部分に○を記載

(3) 別紙2「安否確認・被害状況集計表（組用）」の記載要領

- ア 組、日時、組長名を記載
- イ 全組員の住所と氏名を記載（事前に記載しておく）
- ウ 各班から別紙1の報告に基づき、集計する
- エ 組内の地図上に、家屋の被害状況を（2）カのとおり記載

(4) 別紙3「安否確認・被害状況集計表（自治会用）」の記載要領

- ア 日時、自治会長名を記載する
- イ 各組から別紙2による報告に基づき、負傷者・不明者・家屋被害のみを記載する

(5) 別紙4「被害状況集計表（避難所用）」の記載要領

- ア No.、日時、地区名、避難所名、連合会長（責任者）名を記載
- イ 各自治会から別紙3による報告を集計し、災害対策本部に報告

(6) 自主防本部の対応

安否確認報告がない場合は、情報班を派遣し、安否確認と被害状況を調査する。

(7) 安否確認後の対応

倒壊家屋の安否確認が完了した家屋には、捜索作業の重複を避けるため、できる限り別紙5活動標示（マーキング）のとおり、紙やダンボール紙に標示する。

7 要配慮者と避難行動要支援者に関する支援体制の構築

要配慮者及び避難行動要支援者の所在と健康状態に関して、地域で協力

して状況の把握に努め、秘密の遵守など、個人情報の取り扱いに注意し支援を行う。

なお、災害時の避難所においては、要配慮者に配慮するとともに、避難行動要支援者の介護や障がい程度の違いにより、避難生活等ができない場合があるので、予め民生児童委員等と協議し必要な情報を整備する。

8 防災訓練

災害発生時の被害の軽減と応急活動を円滑に行うため、防災訓練で情報収集・伝達、出火防止、初期消火、救出・救護、避難誘導、炊き出し等を迅速かつ的確に行えるよう習熟する。

（１）訓練実施計画

訓練実施計画を作成し、目的、実施要領を明確にする。

（２）訓練の実施及び回数

総合訓練は、甲府市総合防災訓練と同日に行う。また、個別訓練は、自主防災組織で定めた日に行う。

なお、総合訓練は年に１回以上、個別訓練等は年２回以上実施できるよう取り組む。

（３）訓練の種別

訓練は、総合訓練・個別訓練及び図上訓練とする。なお、各訓練では要配慮者対策を必ず含めて、訓練を実施する。

ア 総合訓練

総合訓練は、３以上の個別訓練を総合的に行うものとする。

イ 個別訓練の種類

地域の防災資源や危険個所の確認及び訓練により災害対応能力を高める。

- ① 避難誘導訓練
- ② 初期消火訓練
- ③ 救出救護訓練
- ④ 情報収集・伝達訓練
- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ 防災資機材の取扱い訓練
- ⑦ 避難所運営訓練
- ⑧ 学校と連携した訓練
- ⑨ 図上訓練
- ⑩ 安否確認及び被災状況調査習熟訓練
- ⑪ 応用訓練

9 防災資機材及び食料等の備蓄における管理

防災資機材及び飲料水・食料等について備蓄を行うものとする。

(1) 防災資機材について

予算により、必要資機材を整備する。なお、管理については、「防災用資機材管理運営規程」及び「防災資機材台帳」により行う

(2) 食料・飲料水の備蓄について

自治会予算により、必要備蓄品を整備する。なお、消費期限等を考慮した更新計画により管理し、更新時は防災訓練等で使用する。

第5 災害直前(避難準備情報発表)の行動計画

居住区域内で各種災害の前兆現象や自然現象等が確認された場合の行動計画は、次のとおりとする。

- (1) 甲府市防災課に連絡し、避難所の開設や避難などの対応を協議する。
- (2) 住民の所在を確認し、未確認者の所在を確認する。
- (3) 住民間において、居住区域内の現況情報の共有と伝達を行う。
- (4) 防災情報及び気象情報等を的確に収集し、災害情報を把握する。
- (5) 避難判断及び避難情報発表時における連絡体系の確認を行う。
- (6) 避難行動要支援者を避難させるため、協力して支援行動を行う。

第6 災害発生時の応急活動計画

防災部長は、次の内容により直ちに自主防災組織の対策本部（以下「自主防本部」という。）を設置し、各班の応急活動の指揮及び地区自治会連合会との情報共有に努める。

なお、被害状況を考慮し、次の場所に自主防本部を設置する。

- ①（ ） ①が被災した場合（ ）

1 災害・防災情報の収集と伝達

被害状況を正確かつ迅速に把握し、適切な対応を行うため、次により情報の収集・伝達を行う。

(1) 通信手段の整備

- ア 有線電話
- イ アマチュア無線
- ウ トランシーバー
- エ SNS（フェイスブック、ツイッター等）
- オ 電子メールなど

(2) 災害情報の収集

自主防災本部は、防災無線・ラジオなどにより次の情報を収集する。

- ア 行政機関からの情報
- イ 被害の全容

ウ 医療関連情報・救援情報（救助・給水等）

エ その他

（３）避難者の情報収集と伝達

調査結果から死者、負傷者、行方不明者、在宅避難者、避難所外避難者、要配慮者の情報などを正確に把握し、地区自治会連合会に報告し、救出活動が困難な事案は、行政機関に速やかに要請する。

なお、甲府市災害対策本部への報告は、避難所運営委員会が行う

（４）地区自治会連合会との連携について

被災状況により傷病者の搬送、医薬品、衣類等の支援物資の配給を要請又は、状況を確認する。

（５）地区自治会連合会への伝達（伝令）

ア 安否確認・被害状況集計結果

イ 居住地域の被害状況

ウ 在宅避難者及び避難所外避難者の支援物資の数量

エ 行政への申請等情報

オ その他必要事項

２ 初期消火活動

災害により火災が発生した場合は、次の項目に従い初期消火を行うこと。

（１）火災発生時の対応

ア 人員の確保

消火活動は、必ず２名以上で行うこと。

イ 消火の実施

消火器や水バケツなどで直ちに初期消火を行い、炎が天井部まで達している場合は効果が薄く、逃げ遅れの原因にもなるので、早期に脱出し、消火栓器具による消火活動に切り替える。

ウ 自主防本部への連絡

火災が確認された場合は、直ちに消火用資機材を準備するとともに、自主防本部に連絡し応援を求める。

（２）自主防本部の対応

ア 消防への通報

火災発生連絡を受けた場合、直ちに消防団と連携し、消防機関へ通報をする。通信不能な場合は、発生からの経過を確実に記録に残し、消防隊に情報提供する。

イ 消火用資機材及び人員の手配

消火に必要な資機材と、被害のない組から人員を手配する。

3 避難

災害により、人命に危険が生じるおそれがあるとき又は、危険が生じたとき及び災害により自宅での生活が困難なときなどは、一時避難地に避難し、状況に応じて災害種別に適した指定避難所に避難する。

避難誘導班は、火災の発生状況を考慮する中、防災マップに記載されている避難経路により、住民を安全に避難場所まで誘導する。

(1) 次による場合は、避難を開始する。

- ア 行政からの避難情報の発表
- イ 震度6弱以上の地震の発生（耐震基準を満たさない建物）
- ウ 明らかに人命への危険を及ぼす現象を確認したとき

(2) 水害時における留意事項

- ア 足元が見えにくい状況では、道路の側溝やマンホールへの転落
- イ さぐり棒（杖、傘など）を持参し、足下を確認しながら避難する
- ウ 両手に荷物を持たない。
- エ 長靴ではなく、運動靴で避難する。（替えの靴と着替えを持参）
- オ 浸水深50cm以上では、避難せず自宅の2階以上又は、高い建物の上階に避難する。（組長、自治会長、自主防本部に連絡をとる）

(3) 地震における避難手順

- ア 組の各班は、安否確認及び被害状況の調査を行う
- イ 一時避難地等へ避難し、組長に調査結果を報告する
- ウ 災害応急活動を迅速に行うため、一時避難地に全員避難する
- エ 組長は、集計結果を自治会長に報告する
- オ 家屋が被災し、生活が困難な住民を指定避難所に避難させる

(4) 避難場所は、第4「平常時の活動計画」3（2）のとおりとする。

4 搜索・救出・救護活動

(1) 搜索活動

住民は、安否確認・被害状況調査を行い、安否確認の取れない場合は「不明者」と仮定し、次の事項を遵守して搜索・救出・救護活動を開始する。

- ア 搜索活動を行ってはならない状況
 - ① 単独での活動
 - ② 夜間や昼間でも明かりが確保できない活動
 - ③ 活動する住民の安全が確保できない場合
 - ④ 避難指示が発令されている場合
 - ⑤ 二次災害が発生するおそれのある場合
 - ⑥ 余震が継続している場合

イ 搜索の手順（2名以上で行うこと）

- ① 不明者宅及び周辺の呼びかけ
- ② 応答がない場合は、組長などと家屋への進入を協議する
- ③ 家屋への進入又は、他の場所を搜索する

ウ 搜索活動の留意点

- ① 未確認者自宅への進入前後の写真をデジカメなどで撮影する
- ② 開口部を破壊した場合は、活動後にブルーシート等で覆う
- ③ 活動終了後は、搜索の重複や、行政機関の搜索を容易にするため、別紙5（66頁）のとおり玄関又は、見やすい場所に標示すること

（2）救出活動

要救助者を確認した場合は、直ちに組長に報告し、組長は組員の招集又は、自主防本部に応援を求める。

また、救出活動は、次の項目を遵守し、二次災害防止に留意して、要救助者の位置を確認後は、効率を考慮し、附近まではチェーンソーなどによる機械作業で行い、残りは手作業で行ってください。

ア 活動を行なってはならない状況

- ① 単独での活動
- ② 夜間や昼間でも明かりが確保できない活動
- ③ 活動する住民の安全が確保されない場合
- ④ 避難指示が発令されている場合
- ⑤ 二次災害が発生するおそれのある場合
- ⑥ 余震が継続している場合

イ 活動の留意点

- ① 活動は3名以上で行うこと
- ② 負傷箇所がない場合でも、必ず医師の診察を受けさせること
- ③ 死亡の判断はしない（頸部切断、腐乱が見受けられる場合を除く）

（3）救護活動

負傷者及び救出した要救助者は、医療機関か医療救護所に搬送し、救出方法などを詳細に伝え、適切な処置を受けさせる。

また、搬送できない場合は、負傷者一人ひとりをよく観察して、現場に医師を出向させることも考慮する。なお、次の事項を遵守する。

ア 遵守事項

- ① むやみに投棄はしない
- ② 感染症に注意する
- ③ 必ず医療機関に受診させる

イ 搬送医療機関（災害指定病院等）

- ① ○○病院 055-222-0000

② 医療救護所（避難所に開設状況を確認する）他

（４）自主防本部の対応

各組からの情報を集計し、自治会連合会に報告するとともに、必要な措置を講ずる。

ア 応援員の派遣

活動人員が不足している現場には、他の組員を派遣する。

イ 関係機関への通報

要救助者などが確認された場合は、速やかに消防機関等に通報し、通信不能な場合は経過記録を確実に残し、通信可能になった段階で、経過も合わせて通報する。

５ 給食・給水活動

大規模災害では、電気・ガス・水道等のライフラインが寸断されることを予想し、食料の備蓄や燃料の確保などを行い、在宅避難者及び避難所外避難者は、地域で米を持ち寄り、炊き出しを行うなど、燃料等の節約に努める。

また、自主防本部は、物資の供給を受けた際は、乳幼児や高齢者に配慮し、物資を配分する。

（１）配分計画の立案（自主防本部に備蓄がある場合）

生活班は、次の項目に留意し、炊き出しを行う。なお、第一段階として、発災から３日間とする。

ア 現状の食料・飲料水の総量の把握

イ 優先配分者の確認（人数及び必要量）

ウ 配分量の決定

エ 第２段階（４日目以降）の計画

オ 在宅避難者及び避難所外避難者の数を把握する

カ 指定避難所を通じ、市災害対策本部に緊急物資の配給を依頼する。

（２）飲料水及び生活水の確保

ア 飲料水

① 学校に配備の非常用貯水槽の水

② 給水車の手配

③ 学校に配備の緊急時用浄水機で浄化した水

イ 生活用水

① _____ 宅の井戸水

② _____ 宅の井戸水

（甲府市のホームページで「災害時生活用水協力井戸」の登録一覧を閲覧できます。）

6 避難行動要支援者の支援

（１）災害時

住民は協力して、避難行動要支援者への避難支援にあたる。

なお、支援に関しては、全体計画を参考に個別計画の作成を行う等避難行動要支援者名簿を活用した避難支援を行う。なお、支援員が不足した場合は、自主防本部から応援員を派遣する。

（２）復興期

災害発生時の要配慮者に対する応急対策は、前各項のとおりであるが、次の項目については、民生児童委員や当該支援者から協力を得る中、可能な範囲で復興期の支援にあたる。

- ア 避難行動要支援者に対する食事、トイレ、入浴などの生活支援
- イ 被災証明の請求など、行政機関への諸手続等への支援
- ウ 介護・障がいの程度に応じた情報の伝達

7 他の自主防災組織等との連携と対応

- （１）近隣自主防災組織と連携し、応急活動を行う。
- （２）地区連合会と一体となった防災訓練や応急活動を行う。
- （３）災害ボランティアや民間団体からの協力を得て、早期復旧に努める。
- （４）帰宅困難者（観光客、通勤通学者）や自治会未加入者が被災した場合は、_____避難所（居住区域の指定避難所）に案内する。

8 避難所外避難者に周知すべき内容

自宅又は避難所以外で生活する場合（以下「避難所外避難」という。）は、各自治会において避難者数を把握するため、発災初期の安否確認の際に、避難所外避難を行う旨を確認する。

また、発災以降、避難所外避難を行う場合は、近隣住民や組長、自治会長に、所在や連絡先を報告するよう周知する。

〇〇自治会自主防災部防災資機材管理運営規程（例）

（目的）

第1条 この規程は、〇〇自治会防災資機材（以下「防災資機材」という。）の管理運営について定めることを目的とする。

（管理）

第2条 防災資機材は、防災資機材台帳を作成し、_____が管理する。

（鍵の保管者）

第3条 倉庫の鍵は、自治会長、防災部長、防災委員がそれぞれ保管する。

（保守）

第4条 防災資機材の保守は、防災部が定期的に運転などを行い、災害に備えて常に正常な状態を保つこと。

（備蓄食料）

第5条 備蓄食料は、使用期限を遵守し、食品安全を保持する。

（燃料）

第6条 ガソリン等燃料は、概ね3日分を自治会長が保管し、災害時の供給については、予め自治会内の燃料供給会社と協議し、必要量の確保に努める。

（その他）

第7条 この規程に定めのない事項については、自治会総会等で協議し決定するものとする。

（附則）

本規程は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。

防災資機材台帳

No.	資機材名	数量	保管場所	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
備考				

〇〇自治会 〇組 安否確認・被害状況調査書（班用）

班	平成 年 月 日 時 分	班長
---	--------------	----

住 所	氏 名	安否状況	負傷程度	家屋	特記事項
		確認・不在・不明	軽・重・死	全壊 半壊 部分 無	
		確認・不在・不明	軽・重・死		
		確認・不在・不明	軽・重・死		
		確認・不在・不明	軽・重・死		
		確認・不在・不明	軽・重・死		
		確認・不在・不明	軽・重・死	全壊 半壊 部分 無	
		確認・不在・不明	軽・重・死		
		確認・不在・不明	軽・重・死		
		確認・不在・不明	軽・重・死		
		確認・不在・不明	軽・重・死		
		確認・不在・不明	軽・重・死	全壊 半壊 部分 無	
		確認・不在・不明	軽・重・死		
		確認・不在・不明	軽・重・死		
		確認・不在・不明	軽・重・死		
		確認・不在・不明	軽・重・死		

注：安否状況欄の不明は、要救助者も含まれます。

- ・軽症 名 ・重症 名 ・死者 名 ・不明者 名（うち要救助者 名）
- ・部分損壊家屋 棟 ・半壊家屋 棟 ・全壊家屋 棟
- ・避難所外避難者 名 ・他

電 気	ガ ス	水 道	電 話
-----	-----	-----	-----

地図（全壊に×、半壊に△、損壊部分に○を記入）

【記載例】

丸の内自治会 3 組 安否確認・被害状況調査書（班用）

6 班	平成 29 年 4 月 1 日（土） 15 時 30 分	班長 甲府 平蔵
-----	------------------------------	----------

住 所	氏 名	安否状況	負傷程度	家屋	特記事項
下町 527-2	甲府 平蔵	確認・不在・不明	軽・重・死	全壊 半壊 部分 無	
〃	甲府 和子	確認・不在・不明	軽・重・死		
〃	甲府 一郎	確認・不在・不明	軽・重・死		勤務先
〃	甲府 二郎	確認・不在・不明	軽・重・死		勤務先
〃	甲府 三郎	確認・不在・不明	軽・重・死		甲府高 2 年
下町 577-3	甲斐 安雄	確認・不在・不明	軽・重・死	全壊 半壊 部分 無	
〃	甲斐 心子	確認・不在・不明	軽・重・死		右足骨折
〃	甲斐 太郎	確認・不在・不明	軽・重・死		勤務先
〃	甲斐 次郎	確認・不在・不明	軽・重・死		勤務先
〃	甲斐 吾郎	確認・不在・不明	軽・重・死		勤務先
下町 528	富士 一男	確認・不在・不明	軽・重・死	全壊 半壊 部分 無	勤務先
〃	富士 美子	確認・不在・不明	軽・重・死		家屋内要救助
〃	富士 眺	確認・不在・不明	軽・重・死		甲府中 3 年
〃	富士 望	確認・不在・不明	軽・重・死		甲府中 1 年
〃	富士 賜	確認・不在・不明	軽・重・死		甲府小 4 年

注：安否状況欄の不明は、要救助者も含みます。

・軽症 2 名 ・重症 2 名 ・死者 0 名 ・不明者 名（うち要救助者 名）
 ・部分損壊家屋 棟 ・半壊家屋 棟 ・全壊家屋 棟

電気	×	ガス		水道	×	電話	×
----	---	----	--	----	---	----	---

地図（全壊に×、半壊に△、損壊部分に○を記入）



【記載例】

丸の内自治会 安否確認・被害状況集計表（組用）

3組	平成29年 4月 1日（土）16時00分	組長	武田 平男
----	----------------------	----	-------

住所	氏名	安否状況 該当に○	負傷程度 該当に○	家屋 状況	特記事項
下町 527-2	甲府 平蔵	確認・不在・不明	軽・重・死	無	腕打撲
〃	甲府 和子	確認・不在・不明	軽・重・死		腕打撲
〃	甲府 一郎	確認・不在・不明	軽・重・死		勤務先
〃	甲府 二郎	確認・不在・不明	軽・重・死		勤務先
〃	甲府 三郎	確認・不在・不明	軽・重・死		甲府高 2年
下町 577-3	甲斐 安雄	確認・不在・不明	軽・重・死	部	
〃	甲斐 心子	確認・不在・不明	軽・重・死		右足骨折
〃	甲斐 太郎	確認・不在・不明	軽・重・死		勤務先
〃	甲斐 次郎	確認・不在・不明	軽・重・死		勤務先
〃	甲斐 吾郎	確認・不在・不明	軽・重・死		勤務先
下町 528	富士 一男	確認・不在・不明	軽・重・死	全	勤務先
〃	富士 美子	確認・不在・不明	軽・重・死		家屋内要救助
〃	富士 眺	確認・不在・不明	軽・重・死		甲府中 3年
〃	富士 望	確認・不在・不明	軽・重・死		甲府中 1年
〃	富士 賜	確認・不在・不明	軽・重・死		甲府小 5年
		確認・不在・不明	軽・重・死		
		確認・不在・不明	軽・重・死		
		確認・不在・不明	軽・重・死		
		確認・不在・不明	軽・重・死		
		確認・不在・不明	軽・重・死		
		確認・不在・不明	軽・重・死		
		確認・不在・不明	軽・重・死		
		確認・不在・不明	軽・重・死		
		確認・不在・不明	軽・重・死		
		確認・不在・不明	軽・重・死		
		確認・不在・不明	軽・重・死		
		確認・不在・不明	軽・重・死		
		確認・不在・不明	軽・重・死		
		確認・不在・不明	軽・重・死		
		確認・不在・不明	軽・重・死		
		確認・不在・不明	軽・重・死		
		確認・不在・不明	軽・重・死		

集計内容

- ・軽症 2名 ・重症 2名 ・死者 名 ・不明者 1名（うち要救助者 1名）
- ・部分損壊家屋 1棟 ・半壊家屋 棟 ・全壊家屋 1棟
- ・避難所外避難者 0名
- ・その他（不在 10名）

〇〇自治会 安否確認・被害状況集計表（自治会用）

平成	年	月	日（ ）	時	分	自治会長	
----	---	---	------	---	---	------	--

組	住所	氏名	安否状況	負傷程度	家屋状況	特記事項
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		

集計内容

- ・軽症 名 ・重症 名 ・死者 名 ・不明者 名（うち要救助者 名）
- ・部分損壊家屋 棟 ・半壊家屋 棟 ・全壊家屋 棟
- ・避難所外避難者 名
- ・その他

（記載例）

丸の内自治会 安否確認・被害状況集計表（自治会用）

平成29年 4月 1日（土）	17時00分	自治会長	武田 和男
----------------	--------	------	-------

組	住所	氏名	安否状況	負傷程度	家屋状況	特記事項
3	下町 527-2	甲府 平蔵	確認・不明	軽・重・死	無	腕打撲
3	〃	甲府 和子	確認・不明	軽・重・死		腕打撲
3	下町 577-3	甲斐 心子	確認・不明	軽・重・死	半	右足骨折
3	下町 528	富士 美子	確認・不明	軽・重・死	全	要救助
6	下町 27-2	愛宕 五郎	確認・不明	軽・重・死	半	救出済み
8	下町 155-3	萱賀 岳	確認・不明	軽・重・死	部	右腕負傷
8	下町 155-3	萱賀 光子	確認・不明	軽・重・死		所在不明
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		
			確認・不明	軽・重・死		

集計内容

- ・軽症 3名 ・重症 2名 ・死者 1名 ・不明者 2名（うち要救助者 1名）
- ・部分損壊家屋 1棟 ・半壊家屋 2棟 ・全壊家屋 1棟
- ・避難所外避難者 0名
- ・その他

地区自治会連合会 被害状況集計表（避難所用）

No.	平成 年 月 日 () 時 分	地区名		避難所名		連合会長
-----	------------------	-----	--	------	--	------

自治会名	自治会長名	住 民					家 屋			ライフライン				その他被害状況 (土砂災害・液状化、護岸の破堤他) ※LPガス地域は記載
		軽症	重症	死者	不明	要救助	部分	半壊	全壊	電気	ガス	水道	電話	
合 計														

(記載例)

地区自治会連合会 被害状況集計表（避難所用）

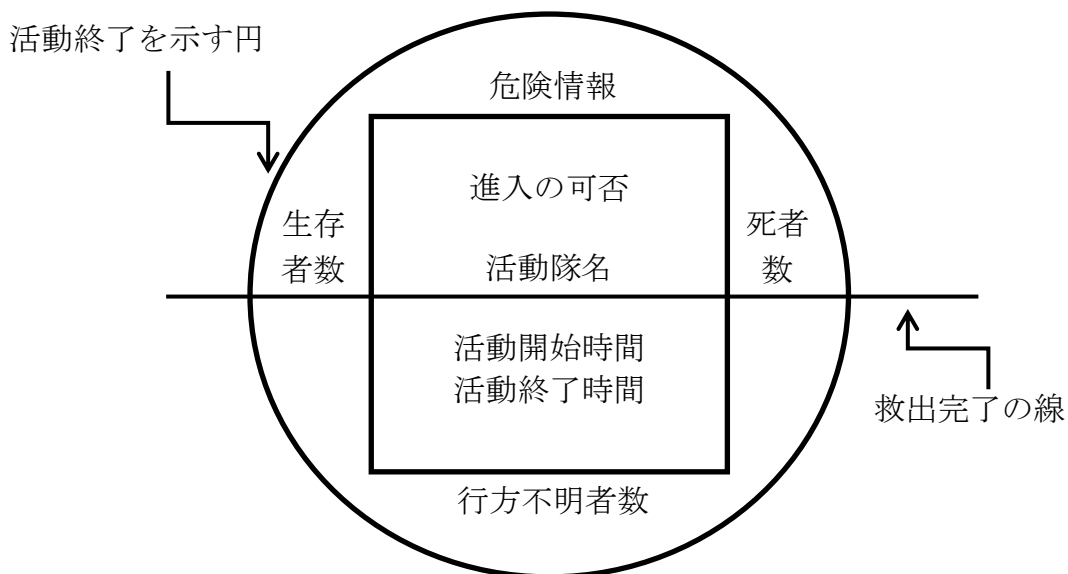
No. 1	平成29年 4月 1日 (水) 19時00分	地区名	中央	避難所名	丸の内小	連合会長	武田 和男
-------	------------------------	-----	----	------	------	------	-------

自治会名	自治会長名	住 民					家 屋			ライフライン				その他被害状況 (土砂災害・液状化、護岸の破堤他) ※LPG地域は記載
		軽症	重症	死者	不明	要救助	部分	半壊	全壊	電気	ガス	水道	電話	
丸の内	武田 和男	1	2	1	2	1	1	1	2	×	○	×	×	LPG、姫川護岸に亀裂あり
銀座	魁 龍二	2	2	1	2	4	2	3	2	×	○	×	×	LPG
中央	飛鳥 時雄	1	1	1	1	0	2	1	0	×	○	×	×	LPG、道路隆起
合 計														

大規模災害時の検索救助活動における統一的な活動標示（マーキング）方式

1 標示方法

倒壊家屋などを検索した場合は、次の要領で標示します。



2 【事案例】

倒壊家屋などを検索した場合は、次の要領で標示します。

- ① 屋根等が倒壊しているため、支柱が必要
- ② 建物内への進入は、可能
- ③ 活動隊名 丸の内自主防災部
- ④ 確認日時 2015年4月1日 15時30分
- ⑤ 居住者数6名中、生存者(救出含)3名、行方不明者2名、死者1名

【標示例図】

